

教育厚生委員会会議録

日時 平成23年6月27日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時20分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 塩澤 浩
委員 皆川 巖 棚本 邦由 丹澤 和平 永井 学 飯島 修
山田 一功 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 渡邊 努 教育長 瀧田 武彦 教育次長 小林 明
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 堀内 正基
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 長田 正樹
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 上笹 純夫
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 一瀬 文昭
学術文化財課長 高橋 一郎

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男
福祉保健部次長 市川 由美 福祉保健部参事 山本 裕位
福祉保健総務課長 鈴木 治喜 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 布施 智樹
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 篠原 昭彦
医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 渡邊 伊正 健康増進課長 大澤 英司

議題 (付託案件)

- 第58号 山梨県医師海外留学資金貸与条例制定の件
- 第59号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第65号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第23-2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて
- 請願第23-4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件についても、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

また、請願については、請願第23-1号及び請願第23-4号は継続審査すべ

きものと決定し、請願第23-2号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時5分から午後2時20分まで（その間、午前11時57分から午後1時34分まで休憩をはさんだ）教育委員会関係、休憩をはさみ午後2時43分から午後4時20分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（県立学校冷房設備整備計画策定費について）

飯島委員 それぞれの説明ありがとうございました。何点か御質問したいと思います。教2ページですね。420万の予算がついています県立学校冷房設備整備計画策定費の件でございます。近年、甲府市の方も小・中学校の耐震化も含めて、温暖化ですから冷房の対策をしている。前々から議事録を読ませていただいて、いよいよ県も、ちょっと遅い、やっとなかという気もするんですけども、この計画をもうちょっと具体的に、どのような策定計画で、向う3年ぐらいでやるのか。あと、耐震化はたしか27年度ぐらいに完成すると伺っていますけれども、耐震化との連携はどんなふうを考えているのかお伺いしたいと思います。

望月学校施設課長 計画策定費でございますけれども、今年度はこの420万円で各学校の普通教室の実態調査をさせていただきます。それを踏まえまして必要性の高い学校、あるいは、整備スケジュールを今後、整理していきたいと考えております。整備スケジュールについては、今後、整備すべき学校数とか、あるいは、既存校舎を直すものですから、それらの工事日程なんかを踏まえて具体的に決めていきたいと思っております。期間的についてはやはり整備費、あるいは、今後の維持管理費を考えますと、平準化した形で何年かかけてやっていこうと思っておりますけれども、具体的に何年でというのはまだそこまでは詰めておりません。それから、改築工事につきましては、27年度までに対応するという事で現在進めておりますけれども、この調査結果を踏まえまして、必要な学校がありましたら、その改築工事の際には冷房設備は導入することとなると考えております。

飯島委員 結論からいくと具体的なスパンでの計画はまだなされていないと、もうちょっと走り出してからという理解でいいかと思いますが、もし間違ったら言っていただきたいと思っております。あと、具体的に県立学校の対象となる、学校数はわかっていますけれども、学級数です。冷房設備を導入する学級の数があると思うんですね。その学級の数がわかれば、年このくらいやって、大体このくらいかかるな。予算ももちろんあるんですけども、その対象となる学級の数、それから割り出してざくっとした、この420万は策定計画の費用ですが、要するに冷房の工事にかかる費用が、今、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

望月学校施設課長 経費につきましては、現状の学校の状況によって配管とかいうものも変わってきますので、まだ具体的に幾らというところまでは整理されておられません。学級数ですが、この420万円にかかる学級数というのはすべてのクラスをするというよりも、各学校で幾つか普通教室を抽出して調査する予定になっております。

飯島委員 山梨県下広いですから、その学校によっていろいろ環境が違うので一律とは言えないと、その学校の環境に応じていくんだと思うんですが、とても生徒にとっては過酷な熱中症とか、そんなものも出て、私も実は相川小学校が近いものですから、一昨年、夏行ってきたんですけども、本当に公表する温度よりも室内の方が高いとか、その辺のことはもう皆さん御存じだと思いますが、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

(学力向上対策事業費について)

あと、次に移っていいですか。義務教育課の教4ページですね。全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、児童生徒の学力向上を図るために取り組みを行うと、学力向上対策事業費650万。これは県独自に新規に始めるということなので、私も一般質問で学力の向上に努めることはとてもいいことだと発言させていただいたんですが、もうちょっと具体的に指定校による実践研究というのがありますので、どういうところを対象に年間どのくらいやって、あと、地域、市町村とのすみ分けはどんなふうになるのかということもちょっとお伺いしたいと思います。

堀之内義務教育課長 学力向上対策事業費ですけれども、そこに3つの柱が書いてありますが、1つ目は、推進協議会をつくって、ここを中心に全国学力・学習状況調査等の分析、その結果に基づく対応を行っていきます。ここには大学の先生等にも入っていただいて、山梨県全体の学力向上に向けてのよりよい具体的な施策を考えていただく。そういった点が1つ目になります。

2つ目が、学力把握調査事業ですけれども、これは県独自に子どもたちの学習の積み上げの状況を見ていくということで、小学校の3年生・5年生、そして中学の2年生に対して、つまずき診断的な検査をします。そしてその状況によってつまずく子についてはつまずいたなりの手当てを、かなりできている子についてはその上のほうの手当てをするということで対応していきたいと思っています。具体的には1割ぐらいのところを抽出調査をしましてデータをとりませんが、対象はすべての子どもたちです。予算の関係もあって問題等を配布し、各学校で刷っていただいて、あとデータ処理等についてはこちらから情報だけは流す。ちょっと先生方に手弁当でやっていただくことも多いんですけども、子どもたちの学力向上のためということで、御理解をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

3つ目が、指定校事業ですけれども、私たちは「パイロットスクール」というふうに呼びたいと思っているんですが、地域の学力向上を引っ張っていくような学校にしたいということで、今の予定では4つの教育事務所プラス甲府の5地区に小中各1校ずつ10校を指定しまして、そこを中心にその学校の研究をしていただくと同時に、そこで先生方の授業力養成講座を開いたり、学校の研究会に地域の先生方にも来ていただいて、一緒に子どもたちの学力向上に取り組むということを考えて、この3事業を進めていきたいと思っております。以上です。

飯島委員 ありがとうございます。ちょっと心配があるんですけども、こういった取

り組みに反対はもちろんしないんですが、先生方に負荷がこれによってかかるおそれがないのかということと、小学3年生・5年生、あるいは、中学2年生の全員を対象にやられるということなんです。データとしては10%を保有して、そこからいろんなことを考えるということだと思んですが、この10%というのはどういう精度で出てきたのか、その2点、ちょっと疑問があるんですけども。

堀之内義務教育課長 1割につきましては、現在も続けている県独自の教育課程実施状況調査がありまして、それはずっと1割抽出でデータをとり続けてきています。予算の関係もあるということが1つあるんですけども、今のところこの事業は3年です。1割をとって3年は経年的には見ていきたい。あと小学校3年・5年、中学校2年生については各学校の状況に応じて、県独自でつくる問題ですので、一斉テストではないような形でも使っていただき、先生方にぜひ活用していただきたい。行事等の関係でうまくいかないところについては、またそれなりに使ってもらえるような、テスト形式で一斉にやるということは今のところ考えておりません。

飯島委員 ありがとうございます。教育委員会に係る補正は以上で終わりますが、いずれにしても大事な問題なので反対はしないで、やっていただきたいと思います。以上です。

(やまなし若者中心市街地活性化コンソーシアム事業費について)

永井委員 教7ページのやまなし若者中心市街地活性化コンソーシアム事業についてお伺いをさせていただきたいと思います。先ほど課長もおっしゃられたとおり、この事業、20年～22年に行われたやまなし若者地域活性化プロジェクトの成果を引き継いだものであると伺っております。まず、前回の若者地域活性化プロジェクトと今回のこのコンソーシアム事業の違いについてお伺いをいたします。

上笹社会教育課長 今お話のありました20年度、21年度、22年度取り組んできましたYYプロジェクトというのですが、中心市街地をフィールドとしまして事業に取り組んできたわけですが、3年間の取り組みの中で、若者が中心市街地を活性化すること、みずからの課題として取り組んできたということについては、非常に成果が上がったわけですが、やはり学生ということで取り組む時間がなかなか確保できないという面がどうしてもありました。そのため、中心市街地の活性化について、単発的なイベントが行われるということが往々にしてあり、商店街の皆様からもそれだけだとやはり継続性が非常に欠けるのではないかと、御指摘もありましたし、そういった反省を学生たちもしました。改善するためにやはり継続性を大事にしようと、あるいは、商店街の皆さんとの連携を継続的に持とうということで、継続性のためにしっかりした組織をつくって、そこで活性化を議論し合って、それを実践するという考え方で取り組んでいくものでございます。

永井委員 今、継続的なまちづくり対策を今回は行っていくということでお伺いしました。ただ、中心的に動く学生の推進委員の方の任期が1年ということですので、新たにコンソーシアム事業にいろいろな方たちが学生以外に参画してきても、継続的な事業をやっていくためには、やっぱり学生が毎年変わってしまうことから、情報共有というものが非常に重要な課題であると思います。次年度にどういう形で情報をおろしていくのかという部分をお伺いいたします。

上笹社会教育課長 まず事業の進め方にちょっと触れさせていただきます。学生を10名ほど推進委員ということで公募しまして、その学生を県の教育委員会から委嘱して推進委員会を構成します。その推進委員会と県内大学の先生をアドバイザーとして2名ほどお願いしまして、事業名にもありますようにコンソーシアムを形成してということで商店街の皆さん、大学の学生、大学の先生方、それから、地元のほかの企業等々で組織します。協議の場としてコンソーシアムを立ち上げ、そのコンソーシアムが継続していくように、商店街の皆さんにも趣旨を踏まえて1期1年、単年度だけで終わるのではなく、継続的にコンソーシアムを続けていくという、基本的にはそういう考え方をしております。

推進委員のほうはやはり学生ということで、1年単位でかわる場合もあるわけですが、やはり継続性ということを考えて、これまでの3年間の中で推進委員になっていただいた学生の中から、1名か2名程度は残っていただいて、その学生を母体にしながら新たな推進委員会を構成しまして、事業の継続を図っていく。あるいは、情報を翌年度へ引き継いでいくようなことを考えております。

永井委員 継続的なイベントを企画するためには、やっぱり今おっしゃられたとおり、しっかりと情報共有していくことが非常に重要であると思いますので、一部の学生が残るということですが、ぜひ情報共有の方をしっかりとさせていただきたいと思います。また、今回も大体3年ぐらいのスパンで事業をやられていくと思うんですが、継続的な事業ということで、例えば県の補助金がなくなっても、事業のほうは継続できるような仕組みをつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第59号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第65号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見 (「採択」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県高等学校審議会について)

丹澤委員 先ほど従来の山梨県高等学校入学者選抜制度審議会が、今度は山梨県高等学校審議会に変わって、今までやっていた入学者の通学区域、あるいは、入学者の総合選抜に関する事項だけでなく、幅広くできるようになったということですね。今までの審議会というのは、これは調査審議の執行を有してないということで、これは諮問機関だったわけですね。今度、新しくできたこの審議会は、すべてのことが提言できるというところまで権限を与えられているんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 提言はできます。諮問に対する審議の答申だけをいたしております。

丹澤委員 そうすると、従来と同じように諮問に対してそれを答申するという形の審議会ということですね。今回、この山梨県高等学校審議会に何を諮問しているわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長 今回、設置しようとしている審議会には、中高一貫教育についてと、あと入学者選抜制度が5年を経過したことから、その選抜制度の検証をお願いしようとしております。

丹澤委員 入学者選抜制度が5年たったということで、入学者制度の具体的にはどういうふうなことを諮問しているわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長 平成19年度の入試から全県1学区と前期・後期という入試制度を導入しました。全県1学区あるいは前期・後期という入試、前期は自己推薦による入試となりますが、それぞれ8割ほどの評価をいただいています。ただ、前期試験についてはいろんな意見がございます。前期・後期の入試期間が1月～3月までとかなり長い期間であるため、中学校の方では前期で決まってしまう子どものその後の指導が難しい面が出てくるのか、あと、前期募集に対して、前期には学力検査はなく、面接を中心とした検査なんです、その入試モードや準備に早く入らなければいけないというような意見等がありまして、その辺を検証したいと考えております。

丹澤委員

この前期制度が導入されたのは、19年の全県1学区が始まるのと同様でしたよね。このときになぜこれを導入したのか、いきさつがあるわけでしょう。というのは、よくよく調べてみますと他県でもこういう制度がありまして、この制度なんかは山梨県が決めたときにはよその県はやめると、やっぱり弊害があってやめるといふ県もありましたよね。山梨県って自分がこのやかんは熱いよと言われて、「ああ、そうですか」って素直に引き下がらないで、自分であえてやけどを試してみなければわからないということなのか、今までの過去の歴史をさかのぼってみてもそうですよね。

山梨県が総合選抜を始めたのは昭和43年でした。これをずーっと堅持し続けて、よその県が弊害がある、問題があるといっても断固としてやり続けて、そして平成19年から全県1学区になったわけで、18年までこれを絶対にやめない、堅持し続けた。そして全県1学区にするときには、後でまたお話をさせていただきますけれども、当然、全県1学区にすればどういふふうな課題が起きるのかよその県でわかっているわけですから、その解消策としてこの前期入試というものを導入した。これを今度は問題があるって、問題は5年前に既によその県で発生していたわけですが、これを何で同じ轍を踏んで、そして今度はこれをどういふふうにしていこうとしているんですか。

池田新しい学校づくり推進室長

前期の導入につきましては、受験機会の複数化とか、さまざまな観点から生徒を選抜するということを重視して導入したところであります。今回検証しようとしているところは、他県では前期を廃止したりしているところもあり、改善といいますか、修正をしているところもありますが、アンケートによりますと、依然として本県においては前期をよいと思っている生徒が8割近くいるという状況があります。そういうことを総合的に考えながら検証した後に、必要があれば改善を図っていきたいと考えております。

丹澤委員

この制度は別に悪いから直すわけではなくて、いいところもあるけど直すのだと、そういうことですか。問題点はないけれども、検証してみるということなんですか。

池田新しい学校づくり推進室長

先ほども申し上げましたとおり、入試に係る期間がちょっと他県に比べて長いのではないかと、現在は、学科によって前期募集の率が違うんですが、普通科ですと10%~30%、一番多いのが職業系の30%~50%の範囲で学校長が決めることになっており、その率が現行程度でいいのかとか、そういうことについてよりよい方向へ改善を図っていきたいと考えております。

丹澤委員

そうすると、諮問するというのは当然こういうことをお願いしますということを使うわけですよね。何だかよくわからないけれども、いいか悪いか検証してくださいと、そういう諮問の仕方をするのではないんでしょう、教育長さん。こういうことについて調査・検討をしてくださいという話ですよ。

瀧田教育長

はい。

丹澤委員

そうすると、今の話を聞いてみますと、前期試験に入る人の数が適切かどうか、問題が今あると認識しているわけでしょう。試験期間が前期と後期の間があき過ぎている、あるいは、学力試験をしないで入学することが問題だということになっている。しかし、これは導入した経過があるわけですよ。この今言っ

ているのは3つですか、3つのことが問題であるから見直しをするという、今回、諮問をするということですね。もう一つ、先ほど全県1学区が始まってこれも問題だと、そういうふうに新聞に書いてありました。これも諮問をするわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長 全県1学区と前期・後期との制度と関連はかなり深くあり、新聞にはそう書いてありますが、主に審議していただくのは、前期から後期にかけての入試制度、全県1学区に関してではなくて前期募集・後期募集、あと再募集まで含めた入試制度についてでございます。

丹澤委員 もともと導入したときの話を聞いてみますと、全県1学区を導入したということは、高校間に競争制度を導入したということですよ。当然、山梨県どこへ行ってもいいよ、今までこういう小さい器の中しか動かせなかった。それをどこでもいいよと行きなさいよということになりますと、高校間に競争を生ずることになりました。それを県教委がよしとしてこの制度を導入したわけです。その弊害を除くためにこの前期試験によって有為な人材を、その学校が求める人材を集めよう。

もう一つは、学校にそれぞれの高校に魅力がないと、頭ばっかで勝負する子どもじゃない。知恵で勝負する子どももいる、体力もいる、あるいは、心で勝負する子どももいる。そういう多様な子どもたちが集まれるような学校をつくるということで、こういう制度をつくったと思うですけれども、その魅力ある高校づくりということに限ってみますと、この高等学校の整備構想では専門学科構想のことは書いてあるけれども、どうしたら魅力ある高校づくりができるのかということについては全くわからない。

私の近くには市川高校がありますけれども、この間バスケットが大会で優勝して全国大会へ行くということになった。地元では寄附金を集めなきゃならんとか大騒ぎをタベもしておりましたけれども、そういうふうに先生が1人来ることによってぱっと地域も変わる、生徒もわざわざ吉田から入ってきてくれるというふうに変ってくる。そういうふうなことを県教委がしていけないと、前期・後期の制度だけを改正すれば、全県1学区構想のこの成果があらわれるどころか、弊害になってしまうということですから、この魅力ある高校づくりをするために、どういうふうにしていかれようとしているわけですか。

池田新しい学校づくり推進室長 確かに基本構想の中では普通科とか、専門学科とか、そういう意味で今後の魅力ある高校づくりというのを示してありますが、入試制度の前期募集の選抜の中に出願条件というのがあります。今、委員がおっしゃいました市川高校の例でいきますと、条件A、条件Bというのが前期の募集にあります。この条件Bという中に体育活動とか文化活動においてすぐれた能力・適性を有した者というような、また入学後もその活動を発展させる強い意思があることというような条件を付していただきまして、そういう学校が志願してほしい条件のもとで募集をかけて、先ほど言ったバスケットボールもそうでしょうが、学校の特色づくりにつなげていっているところでございます。

丹澤委員 先ほどの、山梨県高等学校審議会のほうについては、今回こちらのほうで諮問するのは前期・後期の取り扱いについてだけ、県教委としては廃止の方向ではなくて改善をするという考えですね。そういう考えでよろしいわけですか、教育長さん。

瀧田教育長 廃止ということが前提にはなっていないことは事実でございます。審議してい

く中で、もしそういう声があれば、もちろんそのことも耳にはいたしますが、現在のところ廃止したほうがよいという県民の声が、私どものところに届いているとは考えておりません。

(県立高等学校整備構想について)

丹澤委員

僕は先ほどの魅力ある高校づくりの話をさせていただきましたけれども、山梨県内のこの整備構想を見ますと、平成20年～平成32年の間に生徒数が1,700人減ると書いてあります。これを1クラス40人学級にいたしますと42クラスが減少してしまう。そうすると、県教委は1学校6クラスと書いていますから、六七、四十二、7校が要らなくなってしまうということになります。これも1学校6クラスとしてですよ。しかし、今の状況から見ると6クラス維持することは大変難しいと思っていますから、最低7校であって、もっと8校あるいは9校という可能性もあるかもしれません。

そういうふうなときに、この構想の中で山梨県がどういうふうな10年後の姿を想定しているのか、これを読んだだけでは全くわからない。今回の谷村、桂の問題もあります。いずれにしても、高等学校を統合再編していかなければ、器ばかりになってしまって、中身の生徒がいなくなるという状況になってしまう。それについて、この計画の構想の10年後の姿というのは、どういうふうを描いているのでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長

確かにこの構想では何校にしますとか、そういう10年後の姿というのは明確になっておりません。数字的に見ますと委員がおっしゃったとおり1,700名減るのはほぼ間違いない状況で、それによって標準学級クラス規模でいくと数校、7校ぐらい減らしていかなければならないんですが、ただ、全県1学区になったといえども、それは選択の幅を広げたということで、通学する子どもたちの地域性というのは全県1学区であっても、そのまま残っていると考えています。そういうことで、適正規模としては6クラス、4～8学級を例としてありますが、地域の実情等を考えながら、その地域の中学卒業者数の減少等も絡めて、地域ごとに考えていきたいと考えております。

丹澤委員

普通高校に限定して、そしてなおかつ国中だけに限定をさせていただきますと、国中で普通高校に希望する子ども、現状の定数、つまり6クラスということを経済委員が堅持した場合に、最終年度の10年後の31年ですか、32年ですか、そのときに甲府学区にある普通高校5校に集まってしまふ子どもの数ってどれくらいになりますか。

池田新しい学校づくり推進室長

済みません、ちょっとその数字はお答え申し上げられません。

丹澤委員

現状で約40%、最終的な10年後になると約60%が、その5校の中に集まってしまふということになりますね。そうすると、全部で国中に15校普通高校があります。そのうち5校で現状でも4割、最終的にいきますと6割近い人がその5校におさまってしまう。となると、残りの4割を10校の普通高校で分け合うことになる、争奪することになる。普商工比率をやめるというんじゃ別ですよ。全部普通科にしてしまふと、商業高校なしという話では別ですけども、しかし依然としてある程度の普商工比率を残しておくとしたならば、これはえらいことになっちゃう。地方の学校は、郡部の学校はその学校のていをなさない。

そういう姿をちゃんと描いていただいて、さっきも言ったように地域の人たちが、増穂商業は地域の人たちが一生懸命になってバレーボールを盛り上げようと、

会社がお金を出して宿舎をつくってやったり、市川高校はああやってその地域の野球が「ミラクル市川」なんて、20年前に全国をほうふつさせましたけれども、それを再現しようとして一生懸命そういう後援会組織をつくる。にわかにはバスケットボールができれば、またこれも応援しようって地域が一体になって学校を育てている。そういうふうに高等学校って地域に大事な施設なんです。それを将来どうなるんですかという姿がわからないで、7校つぶれますという警鐘を鳴らすだけ、これは地域の人にとっては不安でたまらない。

この構想の中にこんなものを打ち出せないから書かないんでしょうけれども、ちゃんとした考え方を示して、きっちりと地域に説明をしませんと、それは世の中みんな変わっていくんですから、昭和30年代というのは1つの高校に、教育委員長さんもそうだと思うけれども、当時は1つの高校に普通科もあったり家庭科もあったり商業科もあったりしたような時代があった。それは子どもが少なかったからなんです。私たちの時代は子どもが多過ぎで、3つの学科が一緒になって高校にいるなんていう状況じゃなかった。1つの高校が500人ずつもいるわけですから、それを1学年で1,500名も集まったらとてつもない学校になっちゃうから、みんな分離独立させていった。

またそれが世の中変わってきているわけですから、それにふさわしい形にしていけないと。それは勇気の要ることだ。つくるときに僕もその当時、教育委員会にいました。大変な苦勞した。みんなが引っ張りっこしてここへつくれ、あそこへつくれとって大騒ぎした。しかし今度、統合するときはもっと大変かもしれない。だから、それを勇気を持ってやらなきゃならないけれども、姿が見えないから……。

そして、教育長さん、ここの新しい学校づくりの室長さん、毎年かわっているんですよ。僕は地元へ来て説明を受けます。室長さん一生懸命勉強して地元へ来て説明してくれますよ。しかし、この説明をするだけなんです。聞いている人は5回も6回も聞いているんですよ。そんな話はもう5年も前に聞いた。室長さんは一生懸命です。何でこんなに大事な問題を抱えているところを毎年かえるんですか。だから、受けるほうはちっとも進展がないから、ちっとも県教委は何の案も示さないということになっちゃう。いろいろ話をしましたけれども、まず僕はこの姿を、さっきも言ったように、甲府学区だけで足りちゃう。みんな甲府行きたい、それをどうしていくのか。どうしても甲府学区の6学級を堅持していくのかということをまず1つ。

池田新しい学校づくり推進室長　先ほども申し上げましたけれども、やはり地域性といいますか、地域の実態、その地域にある伝統校とか、今ある学校の各地域との連携なども考えまして、高校の配置をできるだけ考慮していきたいと考えます。

丹澤委員

ここでにわかには室長さんが具体的な説明をするのも大変でしょうから、よくぜひ検討して、また次回の議会のときに御検討いただいた結果の御報告をいただきたいと思えます。

それから、教育長さん、この人事の問題です。ぜひこれをですね、池田さんには申しわけないけれども、成就するには長い年月がかかるけれども、とにかく目鼻がつくくらいは、毎回毎回、初対面のごあいさつをするようでは話が地域へ行って進まないんですよ。だから、本人には大変申しわけないけれども、ここへ2年もとめおく、あるいは、3年もとめおくのは申しわけないことだけれども、その後をちゃんとしてやればいいことですから、ぜひそういう人事をしていただきたいと思えます。教育長さんのお考えをお伺いいたしまして終わりにします。

瀧田教育長

今の丹澤委員のお言葉を重く受けとめまして、この教育委員会全体の人事のシステムを考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(東日本大震災避難者への県立文化施設無料観覧について)

棚本委員

震災関連で幾つか質問したいと思います。既に御承知のとおり3カ月が経過しておりますが、私どもは、現地の邪魔にならない程度に、液状化問題の視察に行っていました。連日の報道あるいは新聞やテレビ、それから、関連するものを見てきたときに、やはり当たり前の話かもしれませんが、全国どこで起きてもお互いさま、やはり人と人で支え合うことが基本かなと、こんな当たり前の話をつくづく認識している毎日であります。

この震災や原発関連で県内にも福島県などから800人が避難していると聞いておりますが、既に冒頭で申し上げましたとおり3カ月が経過する中で、山梨の生活になれてきたと言いましても、私どもに想像できないほどのさまざまな御苦勞、心の問題、そして現実的な生活問題も抱えていると推察しております。教育委員会でも今まで学用品の補助とか奨学金など、就学支援に積極的に取り組んできたことは承知をしております。

これに今度違う面から、こういう重い公的な支援はもちろんでありますが、ほかに何かもう少しやわらかい取り組みができないかどうかということで、例えば私どもの山梨県には全国に誇るミレーの美術館として名高い県立美術館とか、あるいは、県立博物館には葛飾北斎の「富嶽三十六景」、こういうものを所蔵しており、まさしく県内外に誇れる施設であります。これを見ていただくことで、どの程度の安らぎかわかりませんが、少しの安らぎと、そしてあわせて山梨県の理解を深めていただくことにもなるとは思いますが、こういうことを含めていかがでありましょうか。

高橋学術文化財課長

委員お尋ねの件でございますが、現在、教育委員会におきましては、7月より山梨県への避難者の方を対象に、県立美術館、博物館、文学館、考古博物館並びに科学館の5館を無料で御観覧いただけるよう、避難先の市町村の御協力をいただきながら準備を進めているところでございます。多くの避難者の方にこれらの県立文化施設を御利用いただき、少しでも心休まる時間を持っていただき、山梨の文化・芸術等に触れる機会を持っていただければと思っております。

棚本委員

ただいま7月からということで、積極的な取り組みには評価をいたすものであります。これが実施されますと、表面的に見ればただ単に文化施設を無料で見ていただく、こういうふうにとらえる方もあるかもしれませんが、やはり押しつけの善意ではなくて、山梨の理解と同時に山梨の県民性もわかっているという重い話だと私自身は受けとめております。7月からということでありますが、効果的な実施を期待しております。

あわせて、報道等でしか知り得ない話ですけれども、避難者の中で多少車をお持ちの方もいるとは聞いておりますが、移動手段がない方も多いというお話もあります。御承知のとおり、各県内文化施設の移動手段が非常に大変な部分もございまして、せっかく県として実施していただけるのであれば、これは財源もかかる話であり、毎日、毎日、連日というわけにはいかないでしょうが、思い切って、バスか何かを御用意して、そのバスで各文化施設を回れるような交通手段の確保もあわせて御検討いただけたらと思っておりますが、いかがですか。

高橋学術文化財課長

確かに委員御指摘のように移動手段に不自由を感じている方や、一度に施設を回りたいという方もいらっしゃると思いますので、特定の日を決めるなり

して、具体的な方策については委員の御意見も参考にしながら考えていきたいと思いをします。

棚本委員

何か本委員会、積極的な御答弁をいただいて、私のほうが拍子抜けするようですけれども、本当に先ほどの趣旨もございますから、交通手段までも前向きな御発言をいただいたことに対しましても評価をいたすものであります。

(東日本大震災による県立文化施設への影響について)

また、同じ土俵で震災のことと本県の観光への影響なんかを触れたくないんですが、現実問題、大震災あるいはその他の直接・間接的な影響から、やはり観光面で減少しているという話も事実であります。今、文化施設に触ってきましたのであわせてお聞きするわけでありましてけれども、冒頭申しましたとおり、本当に本県の県内外に誇れる施設であり、集客の御努力をされているというのは、私どももこの8年間の県議会生活の中で現地にも行きましたし、いろんな委員会を通じてお聞きしておりますが、どうでしょうか、今回の震災によりましてどのような影響が生じているのでありましょうか。

高橋学術文化財課長

今回の大震災の県立文化施設への影響についてでございますけれども、県立美術館を一例に御説明させていただきますと、4月の常設展の観覧者は前年同月比55%である4,670人まで落ち込みましたが、5月には前年同月比の75%である8,618人まで徐々に回復しております。この傾向はほかの館についても同様、回復傾向でございます。

また、4月16日から開催を予定しておりました特別展の「モーリス・ドニ展」が、フランス政府の方針によって、その美術品を日本へ移送しないこととなりまして、やむなく中止となりましたけれども、ここに来ましてフランス政府の方針変更によりまして、来年の1月に改めて本県の県立美術館で開催できるということになりました。また、一時期、開催が危ぶまれていた夏の特別展、7月9日から始まる「ムーミン展」でございますけれども、これも予定どおり開催できることになりました。今後もさまざまなイベント等の開催、広報を積極的にして来館者増に努めてまいりたいと考えてございます。

棚本委員

わかりました。数字的にはもう少し影響がいまだに続くのかなと思ってお聞きしましたら、思っていたよりも回復が早いということでもあります。復興の話と、それから、文化施設の話を一緒のテーブルでするのも少し気持ち的にはいろいろあるわけでありまして、この代表するような文化施設のやはり集客というのが、本県の直接的にも間接的にも観光面に与える影響というの、避けて通れない話でありましたからあえてお聞きをしました。先ほど「ムーミン展」などという話も出ましたけれども、ちょうど夏休みに向いまして、非常に楽しみにしている県内外のお子さんも多いという話も私のところにも伝わってきております。やはり震災は震災として重く考えながら、やはり本県は本県としてこの誇れる施設もあるいは観光面もこれから復活していかなければならないところでもあります。今、これ以上の細かい話は避けませんが、今までの御努力プラスなおかつこういう冷え込んでいるときでありますから、非常に大変でありましょうが、文化施設の充実にもなお一層の心がけをしていただきたい、このように思いまして質問を終わります。答弁は結構であります。

(高等高専の設置について)

皆川委員

予算のほうにも地域連携工業学校教育課程研究事業費というのがありますが、

この理由に「産業技術短期大学や地域産業界のニーズを踏まえた教育課程改善の研究を行う」と書いてあります。実は本会議で時間が1分ばかりありましたので再質問した際に、絶対必要だと思っている高等高専が、なぜ山梨県にはないのか。ところが現実にはないので答弁は産業労働部長がしましたけれども、私が聞いたかったのは教育システムとして、なぜ高等高専が山梨にないのかということを知りたかったんですね。

もちろん高等高専、国立でばつとやっていますけれども、全国には4つほど国立ではない市立、府立の高等高専もあります。そういう中で山梨は高等高専が一番必要だと思うんですね。なぜかという、山梨県は御承知のように人口が減ってきている。定住人口をふやすためには企業に来てもらうことが一番大事。雇用も促進できますし。そうであるならば、一番山梨にとって必要な高等高専という、企業が求めている高等学校よりやや上の技術をもつ人材を企業は確保したいんです。それに来てもらわなきゃ定住人口ふえないわけでしょう。観光をどんどんやれば交流人口はふえるかもしれない。そういう意味で山梨にとって一番重要で大事な高等高専を、教育システムに何とか組み込めないだろうか。こういう思いがあるわけですが、これについて意見を聞きたいと思います。

広瀬総務課長

委員の御質問にお答えさせていただきます。申しわけございませんが、高等専門学校につきましては、これは決して弁解という意味じゃないんですけれども、いわゆる高等学校と、それから、大学で言うと短大を兼ねたといいますか、継続した機関であることはもう御承知のとおりでございます。大学レベルの教育機関につきましては、山梨の場合は特にそうですけれども、知事の方の部局の所管になると考えております。山梨県教育委員会の所管が今のところ高等学校までということになっておまして、いわゆる高等教育の分野に関しまして知事部局の方でいろいろと御検討いただいております。設置の形態としましては、教育委員会が所管するというのもあろうかとは思いますが、現時点でこれまで教育委員会が単独して、高等専門学校の設置について具体的に検討してまいったところはございません。申しわけございません、そんな答えでございます。

皆川委員

何、県の教育委員会というのは、高校までしか教育システムを語らないんですか。もっと基本的で大事なことだと思うんです。教育って何のためにあるか。これはやっぱり人材を育てて、県をよくしたり、国をよくしたりするためにあるわけでしょう。そのために皆さん教育委員会で頑張っていると思うんですよ。だから、今の話を聞くと高校まで我々やるんだよ、そのほかのことは関係ないようなこと言っているけれども、その考えはちょっとおかしいんじゃないですかね。もう一度。

広瀬総務課長

申しわけございません。関係ないということではもちろんないわけですが、これまでがそんな経過がございます。ただ、御指摘のとおり高校から、また、それよりも上の高等教育機関への連携ですとか、そういうことも当然ありまして、最近では御承知のとおり産業技術短期大学と高校の連携とかもございませぬ。今の御指摘を踏まえまして、知事部局の方といろいろと検討させていただければと思っております。

皆川委員

じゃ、ここで言っている「産業界のニーズを踏まえた」ということはどういうことなの、高校が限度ということ？

長田高校教育課長

基本的に産業界のニーズというのもさまざまな形ではありますが、こちらのほう

の教育につきましては、当然、高校に求められているニーズというふうに考えております。したがって、ここではあくまでも新しい教育課程、要するに教育の方法とか、教材とか、そういうどういうものが必要なのかを研究をするための事業になっています。産業界のニーズというのはそんなふうな意味でこちらはとらえております。

皆川委員

何かからちがあかないみたいで、この問題、私は非常に重要だと思うんですよ。そんなこと言っていたらいつになつたって山梨県にはそういう……。高専には府立もあれば市立もあるしいろいろあるんだけど、たまたま県立はないんですが、山梨県は絶対に必要なんです。空気はいい、水はきれいだ、工場もつくりたい、だけど、人材がない、これが答えなんですよ。だったら、山梨県の発展のためにも人材つくるべきじゃないですかね。であるならば、もし縦系列で教育委員会が我々は知らんというなら、じゃ、産業労働部がやるんですか。教育システムだと私は思うんですよ。だから、そこら辺をもし横の連携をしてやるならやっぱりやってもらえないかなと思うんですよ。そうしないとこの問題永久に解決できない。何とか解決の方法を考えられませんか、教育長？

瀧田教育長

委員御指摘のお気持ちというか、現場の企業と産学官労のスタートのときもこういう議論をしておりましたので、現場から「高専があればな」というお声も耳にしております。実際には1962年にたしか国立の高専がこの国ではスタートしております。その後、国立大学等の充足に伴って高専の拡大というのは一切行われていなくて、学生が複数の制度の中であまり、乱立ということはよくないが、幾つかの道があったために、高専へ行っても大学へ編入できるとか、いろんな相互の交流ができるような体制に現在なっております。

確かに産学官労の中でも「高専があったらいいのにな」という声は耳にしましたが、直ちに高専というふうには動けなかった。国自体も高専を設置するという、今、機運にないというようなこともあってできなかったわけですが、では、私たちの中で、今、何ができるかということで産業技術短期大学校、当時若干定員も割れていたところもあったんですが、ならばここにてこ入れをしようということで、ここも委員の御存じのとおり、私どもの管轄ではないわけですが、せっかく横の連携をとっていますので、当時の商工労働部と一緒に何ができるかということで、教育課程の開発等について、私どもも一緒に研究させていただきました。

工業高校もしくは総合学科高校の工業系列と、産業短期大学校とのカリキュラムをどういうふうに重ね合わせるかという研究をしてきましたんで、何とかその場をしのいだといえればしのいだことになりませんが、地域の声にはこたえられるような工夫・開発をしております。委員ご指摘の高専があったほうがよいというお考えも重々受けとめます。これは軽々に私どもの立場でお答えできることでもございませんので、御指摘のとおり、また横の連携をとりながら研究等は進めていきたいと思っております。以上でございます。

皆川委員

教育長、よくそこまで答えてくださったと思います。大変難しい問題ですよ、私もよくわかっている。だけど、こういう問題を提起していかないと、いつまでたってもごまかすような、中途半端なことしかしてない。だから、山梨は全然伸びていかないんですよ。そういった意味で、思い切って今のような姿勢を持って縦だけじゃなく、横の連携をとって何とか山梨発展のためにこれからも少し頭を悩ましていただければいいと思います。この質問はこれで結構です。

(教科書採択について)

ちょっと、話題変えますけれども、教科書の選択問題ですが、本県の場合、た

しか5月～8月ごろにかけて、教科書の採択をどういうふうなスケジュールでやっているのか。

堀之内義務教育課長 教科書の採択につきましては毎年やるんですけれども、特に本年度は、来年度から中学校の新しい学習指導要領が全面実施になるということで、すべての中学校の教科書が採択替えとなります。例年と同じような経過で採択の事務を進めていくんですけれども、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律と、その施行令の中でこういう段取りで進めなさいということが決まっております。県のほうではこの4月13日に教育委員会で審議をするために教科書選定審議会を教育委員会で認めていただいて、4月27日に第1回目の教科用図書選定審議会を開きました。そこで教育長から、教科用図書の選定基準、各採択地区が採択に使うための資料、そして、採択に関する事務的なものを諮問し、審議を行いました。

そして、5月25日に2回目の選定審議会の中で、答申とか資料等ができ上がりました、それを県の方に上げていただく。山梨県には6つの採択地区があるので、上げていただいた方針とか資料をその採択地区に提示して、各地域の採択を始めていただく。6月10日には教科用図書採択事務説明会を行いまして、審議会で作った資料を出して、各地域の採択事務を始めております。それで、最終的には8月の末日までに各地区で採択したものを県に報告していただいて、私たちは文科省に報告する。採択権者は各市町村教育委員会になっておりますので、その採択を県は支援するという形での動きをとっております。

皆川委員 今スケジュールはわかりましたけれども、選定審議会というんですか、このメンバーはどうやって選ぶんですか。

堀之内義務教育課長 県の選定審議会につきましては、これは先ほど話しました無償措置の法律施行令の中で3号議員までいまして、県では20人までです。1号議員というのは各学校の校長先生とか教頭先生とかいった学校の方たちです。2号議員は教育に携わる行政の人たち、3号議員のところは学識経験者とか、保護者の方とか、そういった方というのが入って20人で審議会をつくっております。

皆川委員 この20人の割り振りはどうなっているの？ 1号が何人、2号が何人か。

堀之内義務教育課長 1号議員につきましては8名、2号議員が7名、そして3号議員が5名という人数構成になっております。

皆川委員 それで教科書を一応山梨県の場合もある程度絞ったわけですね。絞ってない？ まだこれからですか。じゃ、すべての教科書を対象に？

堀之内義務教育課長 はい。

皆川委員 大変じゃん、これから絞りをかけるということですか。

非常に危惧するのはね、新しく改正された教育基本法、それに準ずる新学習指導要領、こういうものにちゃんと適合した、そういうものを選んでもらいたい。今までの選択ではちょっとそういうところに偏った面が出てきている。せっかく教育基本法も改正されたり、指導要領も変わってきたんですから、それに一番適合した教科書を選択してもらいたいと思うんですよ。この場合に委員の考え方にあるかもしれないけれども、特別な思想を持った組合なんかに所属している1号

議員の教育者たちがあまり自分たちの考え方に固執して教科書を選ぶとなると、子どもたちは郷土愛も含めて、やっぱり将来日本のために頑張る子どもたちなんだから、国を思う気持ちのない、愛国心もないような、そんな子どもに育ててもらいたくないわけです。

そういった意味で僕は非常にこれ重要なことだと思っております。今までの教科書を見ていると、日本の自虐史観というか、日本は何でも悪いんだ。戦争起したのもすべて日本が悪いんだという、そんな考え方に固執している委員も結構いたんじゃないかな。そういうことがないように、さっき言った新しい教育基本法に基づいた考え方でやっていくと思っておりますけれども、この辺についていかがですか。

堀之内義務教育課長 委員おっしゃるとおりだと思います。やはり日本人としてのしっかりしたアイデンティティを持った子どもたちを育てていきたいと願っています。県の方としましては、文部科学省の方で検定を通った教科書につきましてはすべて4名ほどの調査委員が、同じ基準で教科書を見まして、その結果を資料としてまとめて提出します。例えば今回の場合ですと9教科で66教科書が出てきています。ですから、それを同じ基準で全部見て、それを資料として採択地区の協議会に提示するというのをやっております。特に教育基本法、新しい学習指導要領で子どもたちにきちっとした日本人としての自覚を持たせるといった面も入っておりますので、そういったものについては基準の中にきちんと入れて採択できるように、調査資料というのもつくらせていただきました。

皆川委員 たしか8月31日が最終期限ですね。それまでどのような形でやるか、今、聞いた形でやってほしいんですけども、義務教育課長なかなかいい姿勢でいるのでちょっと安心しましたが、我々としてはあまりチェックする機会がないんですね。そんな意味で、おかしな教科書が選ばれないように、しっかり我々も監視していきたいと思うんですけども、今言われたことをしっかり守って、公平な目でしっかりやっていただければいいと思います。以上です。

(谷村高校と産業短期大学都留キャンパスの連携について)

棚本委員 1点だけ、済みません、皆川委員の話題が今の教科書問題に変わる前に関連すればよかったんですが、先ほどの高専の關係に触れた部分で関連させていただきます。当時の商工労働部で産業技術短期大学の都留キャンパスもいよいよ前進し、準備をさせていただいております。この中で先ほどから話もありました、なかなか高専が設置できないという状況の中で、とにかく、今、即技術者の養成というのは体力的にも困難な企業が多く、特に富士・東部地域のその中でもものづくりを中心とした企業の皆さんからの要請で、工業高校で3年、そして県の産短都留キャンパスで2年、この高校と産短都留キャンパスの5年間の連携に、相当な期待を持って、本当にみんなが注視しております。

そこで今まで向うの商工労働部に所管しておりましたから、なかなか意見を求める機会もなかったわけでありましたが、重複するかもしれませんが、改めて高校教育課長さん、この5年の連携、高専にとってかわるという鳴り物入りの、しかも地元企業のこれだけの熱い注視を受けた中で実施される手はずですから、やはり高校側も強い熱意を持って連携、そして事前の準備をさせていただいて、相当な覚悟で臨んでいただかないと、これをやってみた、どうもうまくいかない。理想と違って5年一貫教育してみたけど、違うといことになると、メンツとかの問題ではなくて、やはり産業界にとっても人材育成、そして地場産業が成り立っていく上でも大きな問題にもなりますし、もちろん当事者である就学する高校生

にも大きくかかわってきます。そこで、もう一度この辺を高校教育側としてこの連携にどうかかわるのか、この1点で結構であります。

長田高校教育課長 産短大との連携につきましては、谷村工業高校を中心として非常に熱心に取り組んでおります。幸い敷地もすぐ隣という計画で進められておりますので、何とか今年度じゅうに建物は完成し、そして、教育課程もできる限りうまく連携ができるよう、今、研究している最中でございます。その中で一番重要なのが、もちろん産業界のニーズということもあるんですけども、やはり産業界の方からお話を伺いますと、技術ももちろんだけれども、やはり一番必要なのは人間性なんだというお言葉をよくいただきます。やっぱり何事にも一生懸命取り組む、その人間的な素養というのをしっかり教育してほしいということですので、5年間の中で人間的に社会人、産業人としてしっかりとした考え方や姿勢を持った、そういう人材を育成するという視点で一生懸命やってまいりたいと考えております。以上です。

(震災時の学校対応について)

塩澤副委員長 大震災の関連でちょっとお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。児童・生徒の大震災、地震があった際に学校側がどのような対応をとっていたのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。といいますのは、今回の大震災の際に児童・生徒の保護者から一番安全な学校にとどめていてほしかったと。その際に帰宅をさせたというようなことに対して、不満を持つ保護者もいるということをお聞きしておりますので、その辺の学校側の対応をお伺いしたいと思います。

堀之内義務教育課長 委員御指摘の部分につきましては、県の方にもいろいろとそういう話は入ってきております。義務教育課や、総務課を中心に、今、震災対応をしているんですけども、震災直後、11日の時点で被害状況、さらには対応措置についての調査をしまして、その日のうちに大体こういう対応したというのが入ってきております。その後、停電が始まりましたので、計画停電に対してどう対応しているかということ、日々調査しまして、さらには先ほど出てきました被災地の子どもたちの状況も調査する中で、今、御指摘いただいたようないろんな問題が出てきました。

そういった問題とあわせて、実は6月に入ってからですけれども、市町村教育委員会の防災担当者を集めまして、今回の対応について調査結果等を示しながら、こういうばらばらでは困るよと。町としてどういうふうにするんですか、市としてはどうするんですかということ、みんなで考えながら、今後の対応を考えていこうと会議を開かせていただきました。ある程度、宿題を持っていただいているんですが、県の方も市町村と連携しながら、災害はいつ起こるかわかりませんので、早めにみんなで対応策を考えていこうと対応をさせていただいております。

塩澤副委員長 大変に迅速に対応したということでもありますけれども、今回の震災のニュースの中でも、これは保育園の話なんですけど、園長さんの対応によって、生死を分けたというようなこともありましたので、1つの園は裏山へ逃げたと、1つの園はバスで帰宅させたと。そのバスで帰宅させたところは、その後の津波にのまれて亡くなってしまったというようなことで、学校側の対応あるいは市町村教委の対応によって、本当に生死を分けるような、そういった難しい判断になると思います。想定外という言葉がよくありますけれども、地域によってその学校の立地に

よっても大分条件は変わってくると思いますが、そこが受けるであろう被害について想定される以上のものを考えた中で、各学校の対応策というものを考えていってほしいなと思います。

子どもたちが信号のとまった状況の中で集団下校で帰ったというようなことも聞いていますので、そういうことのないように、まずは学校で預かっていた中で、せっかく引き渡し訓練等やっているとしますので、そういったものを利用してやっていくことが、保護者は一番安心かなと思いますので、その辺はまたよろしくお願いします。どうでしょうか。

堀之内義務教育課長 委員御指摘のとおりだと思います。先ほど話しました市町村の担当者会議等の中でも、想定されたものだけではない今回のいろんな教訓があります。そういったものを皆で情報交換をし、各市町村の状況を見ながら対応していきましよう、市町村の担当者だけでなく、校長会・教頭会等々でも話しながら、子どもたちの命を守る体制をきちんとつくっていくことを進めていきたいと考えております。

(病弱な生徒の高等部教育について)

安本委員 2点お伺いをさせていただきます。

初めに、病弱な生徒の高等部教育についてお伺いをします。このことにつきましては平成18年に県議会で高等部設置、そのときは心因性の子どもたちの支援学校の旭分校への高等部設置でしたけれども、質問がありまして、その後、私もかかわらせていただきまして、平成20年に1万名を超える方の設置要望書を、教育長さんのところへお届けをさせていただきました。それから議会で幾つか議論がありましたけれども、今回、この本会議におきまして一般質問させていただき、教育長さんからは「病弱な生徒の高等部教育へのニーズにこたえられるように取り組む」という力強い御答弁をいただきまして、前向きに進めていただいているということで感謝を申し上げます。

そのとき、特別支援教育の振興審議会での検討状況、それから、答申について、そして、今回の進めていく方向についても御答弁いただきましたけれども、もう少し詳しく具体的にお伺いをさせていただきたいと思います。まず、高等学校へ進学できない病弱な生徒の実態把握を行うということがございましたけれども、具体的にはどのような実態把握調査になるのか、お伺いをさせていただきます。

池田新しい学校づくり推進室長 実態調査の内容という御質問ですが、調査の対象は富士見支援学校及び旭分校の中学部に在籍した生徒、また、中央病院・北病院以外の医療機関での加療をしている生徒で、高等学校に進学できなかった生徒を対象に考えております。

それから、調査の内容ですが、富士見支援学校及び旭分校に在籍する生徒で、また特別支援学校の高等部に進学した者については、現在の在籍状況、卒業後の状況について調査を実施しまして、また、高等学校等に進学できなかった生徒の、数は少ないと思いますが、卒業後の状況とか、あと、中学卒業後の教育についての希望とかを調査してまいりたいと考えております。

安本委員 県教委からの設置に対する要望の答弁の中では、少数だというお話と、大体が高等学校へ、中学の在籍校に戻って進学できているという御答弁いただいていたけれども、数はそんなに大勢ではないんですが、やっぱりそういったことでは受け入れられない子どもたちがいたということで、もう一度こういう調査をしていただけるということであれしく思っております。

次に、高等部を設置する肢体不自由の特別支援学校での受け入れを検討していただくということですが、確かに単体で病弱な子どもたちの高等部をハード的に整備していくということは大変なことだと思いますので、現状では最善の選択をしていただけたらと思っておりますけれども、こういった形になるのか、もう少し具体的にお伺いをできればと思います。

池田新しい学校づくり推進室長 平成19年度に特別支援教育になり、特別支援学校は複数の障害者の生徒を受け入れる、弾力的に行われることが可能になっておりまして、全国的に見ましても複数の障害種、例えば知的障害と肢体不自由が一番多いんですが、それに続いて肢体不自由と病弱という障害種の組み合わせの特別支援学校がふえております。具体的に申しますと富士見支援学校のそばにある甲府支援、旭分校の近くにあるあけぼの支援学校がございます。

安本委員 中学卒業時に病気が回復していないということですので、それぞれ肢体不自由の子だけ通うということもあるかもしれないんですが、私とすれば今ある富士見支援学校、それから、旭分校、小中とやってきたわけですので、ここに机を置くというような方法も考えられるのではないかと思います。そういったところについてはお考えがありましたらお伺いします。

池田新しい学校づくり推進室長 肢体不自由の特別支援学校は単一障害の児童・生徒に対して普通教育に準じ教育を行うことができます。現に高等部でも行っている生徒がおります。それを、今後、病弱者単一障害の教育課程編成においても適用できると考えておりまして、先ほど言いましたように、肢体不自由の支援学校に受け入れることが、現時点では一番近道ということでございます。

あと、そこで病弱の施設にしましても、どこで勉強するかという場所ですが、具体的に言うと甲府支援とかあけぼのに籍を置いても、心因性の場合、大勢の場所で勉強するのに不向きなお子さんの場合がありますので、中学校まで学んだ富士見支援とか、旭分校の教室を分教室のような形で使い、そちらへ職員を派遣して勉強するというところも考えられるかなと思います。

安本委員 今、最後のお答えをいただきましたけれども、それぞれ県中央病院、それから、北病院に通院加療しているわけですので、分教室のような形で今までのところまでぜひ受けられるようお願いをしたいと思います。高等部への受け入れができるだけ早く実現するように期待をしまして、次の質問に移らせていただきます。

(学校での緊急地震速報の活用について)

次に、学校での緊急地震速報の活用についてお伺いをしたいと思います。これは今回の東日本大震災が発生する前の一般紙の記事だったんですが、私もちょっと興味がありまして、1月14日の読売新聞に公立小・中学校に、この緊急地震速報の設置が余り進んでいないという記事がありました。皆さん御承知のように緊急地震速報、気象庁のほうで開発をして、そして業者経由でしょうか、受信機を設置しておけばそこへ届くと。テレビでも緊急地震速報のような形で流れていますが、テレビでは広い地域に強い揺れに警戒をと呼びかけるだけの情報ですが、この緊急地震速報については何秒後にどれぐらいの程度の揺れがあるということまで、伝わってくるというふう聞いております。

平成20年に県の公の施設のほうにも設置をするという予算がついておりまして、平成20年2月補正だったんですが、地震発生時の県営施設における来館者の被害の軽減等を図るためということで、合同庁舎ですとか、県立病院、

文化ホール、美術館、文学館、博物館等に設置をされていったと承知をしております。そこで小・中、それから、高校、特別支援学校等があると思いますけれども、山梨県への設置状況は今どういうふうになっているのかをお伺いをします。

堀之内義務教育課長 委員から御質問の緊急地震速報の対応ですけれども、市町村教育委員会等々の関係もありますことで、調べた中では2004年度から総務省の消防庁というところでJ-ALERTというシステムで、全国に緊急地震速報として流すことが決められておりました、県の消防防災課によりますと、本県にも全市町村には入っているそうです。ただ、市町村に入ったものが防災行政無線等で全体に流れるかどうかについては、まだ全部ではなさそうな感じがします。そんな関係で各学校にどのくらい入っているかというのは、まだ数をとらえていない状況です。

長田高校教育課長 緊急地震速報に関しての県立学校への導入状況でございますけれども、県立学校、高校・特別支援学校含めて1校も設置されていないという状況でございます。

安本委員 それで、3.11後、この緊急地震速報について、これは埼玉県の例で載っておりました。埼玉県教委は熊谷の地方气象台と連携をして、緊急地震速報を使った避難訓練を実施すると発表しておりました、東日本大震災の発生時に埼玉県内で児童がパニックになった小学校があったけれども、2月から緊急地震速報を使って訓練していた熊谷市の小学校は混乱がなかったという状況があって、県教委は同種訓練が有効だと判断をして、こういった緊急地震速報を導入した訓練をする、こういう記事が載っておりました。

この緊急地震速報につきましては、今、課題がたくさんあるということは承知しております。地震が各地で重なって起こった場合はきちんとした判断がまだできなくて、誤報もあるということは承知しておりますけれども、小・中の方で子どもたちがそうやって訓練をしておけば、地震、揺れが始まって机の下に入るということは大変だと思いますが、速報が来れば余裕を持って机の下に身を隠すということもできると思います。また、教室にいつもいるとは限らなくて、グラウンドにいた場合とか、図書室にいて、書架が倒れるということはないかもしれませんが、本が出てくる。いつ起こるか、いつ来るかわからないので非常に現実的な対応が求められるものではないかと思っておりますけれども、まず初めに、小・中の方としてそういった導入について検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

堀之内義務教育課長 子どもたちの生命等を守るためには、いろんな面での対応は必要だと思いますけれども、市町村との関係もありますのでまた考えていきたいと思っております。また、先ほど話しました市町村の教育委員会の防災担当者会議等々も開く予定でおりますので、そういった面と一緒に考えながらいきたいと思っております。

安本委員 高校の方は、三重県の平成22年3月に「学校における防災の手引き」というのがありまして、この中にずっといろいろ書いてあるんですけれども、平成20年度に三重県はすべての県立高校・特別支援学校に、この専用端末機を設置したということで、高等学校が64校79カ所、特別支援学校14校に5カ所というふうになり、活用するということですのでけれども、高校の方は導入についていかがでしょうか。

長田高校教育課長 昨年度、私の課の方でもちょっと状況を調べてみました。設置にどれくらいの

費用がかかるかということですが、大体、本体価格が7万円ちょっとということ、それから、実際に放送設備等にそれを組み込むということになりますと、それにプラスして20万円～100万円ということ、学校の放送状況によって大分その額が変わってくるというようなこととあります。また、これをつけたら大体地震の進むスピードというのは、1秒間に3.5キロメートルくらいのスピードで、地震のS波と言われるものが伝わってくるということですので、ほぼ想定される駿河湾で発生した場合には理論値で約18秒程度。しかし、その誤差というか、時間的な測定の部分がありますので、駿河湾で発生した場合も約10秒程度の余裕だろうと専門家の見解もいただいております。

そんなことで、今後も本県として、7月19日に防災担当者の各学校の担当者会議がございまして、そこで三重県のお話を伺いましたので、三重県の方にも伺いながら話題に出してまいりたいと考えております。

安本委員

命を守るということでぜひお願いしたいと思っております。平成20年6月の教育厚生委員会の会議に私も出ておりましたけれども、教育長さんが高校教育課長で「非常に興味を持って検討しているところです」という御答弁をされております。3年ぐらいたったわけですがけれども、最後にぜひ教育長さんの今の気持ち、このことに対してお伺いをして終わりたいと思っております。

瀧田教育長

当時、情報を寄せられまして、地震速報の信憑性ということもあったものから、どういうふう導入して、どんなふう活用が図られるのかという、興味深いという段階でございました。今回もまださほど精度は上がっていませんが、ただ、実際に1分でも30秒でも10秒でも早く、もし予報が寄せられるとすれば、それだけ大きな効果があると思っております。毎年の科学技術の進歩というのはすばらしいものがあると信じていますから、精度が上がるのを目の当たりにして、ぜひ導入できる体制が進んでいくことを私も期待しております。以上でございます。

(学校での防災対策について)

山田委員

それでは、防災対策の関連で何点か質問させていただきたいと思っております。前回、本会議で途中切れになりましたので、学校現場における防災対策、具体的に言えば防災訓練の頻度とか、どのような方法でやられているのか。というのは、児童養護施設では毎月一回、義務的に避難訓練するようになっておりますが、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

堀之内義務教育課長

学校における避難訓練等ですけれども、各学校は防災マニュアルというのをつくっております。それは阪神大震災あたりの事例を取り上げながら、かなり精度の高いものを徐々に学校はつくっております。中身等について一時期は県の方でもチェックをしまして、各市町村、学校にも指導をしております。そういう中で、避難訓練ですけれども、大体、学期に一度くらいの頻度のところが多いと考えております。

山田委員

引き続き、今回のこの震災の教訓をぜひ学校現場に生かしていくべきではないかということで、限られた時間の中ではあると思っておりますが、道徳教育に使うのか、総合学習に使うかわかりませんが、まさに生きた教材がここにあるのではないかと。改めて本会議でも言いましたように、日本人のすぐれた特性というのは綿々と儒教の教えにより、あるいは、仏教とか神道によってはぐくまれてきて、まさに生きた道徳をそのままお伝えできるのではないかと思いますので、その点につ

いていかがお感じでしょうか。

堀之内義務教育課長 委員御指摘のとおりだと思います。子どもたちにもできるだけ実効性のある避難訓練をということで、各学校にもお願いしているところです。やはりいつ来るかわからない、子どもたちには余り実感がわかないと思うんですけども、それをできるだけ実感がわくようにいろいろ工夫をしながら、自分の命は自分で守るという部分、みんなで守るという部分を訓練していただけるようにしていきたいと思います。

山田委員 では、引き続きで、実は学校にも学校の先生方を通じた自主防災会組織みたいなものがあるとは思いますが、私が山梨県のPTA協議会会長のときに、やはり阪神に2カ月ぐらいボランティアを続けた中で感じたことがあります。それは指示するコマンダーが不在になるんですね。そして、学校というのは避難所に第一義的に指定されているので、行政が被災して、行政の役場とか市役所の職員が学校に来れない間は、やはり学校の先生プラスPTAの組織が、防災のリーダーになるべきだということを私も提唱しました。それを行政側からはなかなか言いにくいところはあるとは思いますが、ぜひ学校現場とともに、PTAというか、保護者の組織も利用した学校独自の防災の組織づくりを提唱する考えはおありでしょうか。

堀之内義務教育課長 今回の東日本大震災の被災地に行かれた方たちのお話、特に教員の仲間が行っての話ですと、避難所での教員の役割というのが、目に見えない部分でも非常に大きいということを知りました。今までは比較的話を聞くというか、本を読むという部分でしたが、今度は仲間も行って見てきている様子から、そういった面で準備が必要だなということは痛感しております。先ほど話しました市町村の防災担当者会議等の中でも、避難所となった場合の運営とか、そこについてもきちんと考えていくことが必要だということをお互い認識はしましたけれども、今後も地域と学校、そして行政が結びついた対応というのを、考えていく方向ではあります。

(学校での放射線量測定について)

山田委員 丁寧な説明ありがとうございます。

では、最後に1点、私はこの質問を本当はしたくなかったんですが、保護者の方から少しいただいたので質問させていただきます。今さらここで放射線量を各学校で測定してどうなるという、ちょっと意味が理解してもらえるか。いたずらに混乱をしても困るので、ここに育って住んでいる以上、現地から見れば山梨は350キロメートル以上離れている。しかしながら、保護者の中ではやっぱり政府の発表とか、あるいは、行政の発表する数値に対して懐疑的であるところから来るんでしょう、各学校のいわゆる放射線量を測定することはあるのかというか、測定していただけるのかというような御質問がありました。私は、それ聞いてどうするんですか。数値がもしあったら下手に嫌な混乱を招くだけではない部分もあるので、私は余り賛成じゃないけど、ただ一応聞くだけは聞きますよということでありまして、難しいお答えになるかと思いますが、お答えをいただけますでしょうか。

一瀬スポーツ健康課長 ただいまの放射能汚染の測定の件でございますけれども、委員御存じだと思いますが、現在、県といたしましては衛生環境研究所の方でモニタリングを使いまして毎日測定をしております。さらにそれが高さ18メートルという高い

ところで測定していたものですから、もう少し実効に近いところでやるべきだという話の中で、過日、地上から50センチの場所で測定を始めたところでございます。

このような中で、福島県の近隣都県につきましては、どちらかという、市町村のほうが主体となって独自に線量測定ということをしているところがございますけれども、私ども県として、例えば甲府だけで言いますとはかれるけれども、例えば県東部であるとか、富士五湖の地方はどうなんだという話も実際のところ来ておりますが、森林環境部の方で先週から県内10カ所を対象に、持ち運びのできるサーベイメーターを使いまして、測定を始めたところでございます。甲府の地点、それから、県内10カ所の地点につきましても、いずれも測定の結果といたしましては、大震災の以前の放射線量が確認されているということで、通常値の範囲内であるという結果が出ております。

そういったことを踏まえまして、現在、県教育委員会といたしましては、そちらのほうのデータがそういう形で出ている以上は、県の方から直接新たな場所で測定する予定はございません。けれども、幾つかの報道、新聞等を見ますと各市町村の方で独自に線量計等を購入して、また測量しているというような情報もございますので、私どもといたしましてはそういった測定結果等も踏まえまして、仮に基準以上の放射線量がもし出るようであれば、その折には新たな対応をしていかなければならないのかなと考えているところでございます。

山田委員

はい、ありがとうございました。

(高等専門学校について)

飯島委員

午前中の皆川委員の質問もありまして、力強いお答えがありました高等専門学校の問題について、私も強く要望しますというふうに終わろうと思ったんですが、昼休みに議運の武川委員長から質疑・質問が原則なので要望はやめてくれというお話で、私ももう一度教育長に高等専門学校についてどういうふうに取り組むか質問をいたします。

瀧田教育長

高等専門学校については先ほどお答えさせていただきましたように、1962年スタートで国が行いました。少し斜めの見方をしますと、当時の日本の国力では理工系の大学をそれ以上たくさんつくるできないというような財政状況もあって、しかし科学技術者が欲しいということで、その間をとるような形で高等専門学校の設置となりました。その後、国力も増してきて、やはり科学技術者が欲しいということで、大学が増設、あるいは、大学院が増設されることはあっても、高等専門学校が増設されなくなってきて、高等専門学校への、つまり進学希望者は、ある程度頭打ちになってきた感もございます。

実際には高等専門学校へ行かれています方は、短大卒業と同じ年齢になりますので、そこから4年制大学へ編入する方が圧倒的多数になってきました。高等専門学校自体が定員割れを起すことも出てきたり、あるいは、3年間で高校卒業という資格が得られますので、その段階で4年制の大学を受験して入学してしまう。つまり途中で方向を変えてしまう学生も出てきた関係から、実は高等学校から高専の4年生へ入学する、編入するという学生も出てきております。少しそれは変わった見方になりますが、とすると、高校を卒業して高専の4年生に編入するのであれば、まさしく本県が進めている産技短へ高校を卒業して入っていくのと同じ形態になってきておりまして、つまり高校卒業だけでは若干技術力等に不足を感じている企業としては、もう少し深めた技術を持っている者が欲しいというのが現状だろうと思います。

そういったことを、従前、皆川委員さんからありましたが、産学官労のお話し合いの中で、もう少し高い技術を育ててほしい。そういう意味では、高等専門学校がよいのではないかという御意見が強くございました。とすれば、実をとって、当時、定員割れも若干起していた産技短に力を入れて、産技短の中で山梨県が期待する、産業界が期待する人材を育てることが、何とか山梨で今できることではないかと、教育委員会、それから、当時の商工労働部とで方針が見えてきて、そこへ力を入れていこうということで、そのかいもあって、現在、産技短は希望者が多くて振り落とされているというのが現状でございます。そのこともあって、先ほど棚本委員からもありましたように、都留市の方にぜひ分校をつくってほしいという要望もありまして、本当に商工労働部の方で、知事部局の方では本当に英断として、何とかつくりたいという方向に動いてくれたと感じております。

ですから、うまく高等専門学校等の誘致をすることがいいのかどうなのか、もう一度、産業労働部とも検討はしてみますが、それよりは実をとることも、どこに実があるのかということも踏まえて、もう一度検討してまいりたいと思います。そういう意味で、商工会と、また産学官労の御意見等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

飯島委員

ありがとうございました。いたずらに時間をまぜ返してお聞きしているのではなくて、実は私の実感として、私、今のKDDIというところで、サラリーマンを20年やっているんですね。そこは高専の人がすごく多くて、優秀な人もすごい多くてびっくりして、そこのサラリーマン生活で高専の認識を初めてしたんですね。企業側から見ると大卒でもないのに、大卒ほど給料払わなくていいと。親御さんにすると、高専で有名なところだと仙台電波とか、四国の詫間とか、そういうところがあるんですけども、四国だったら大阪方面の大学に行く人が多いんですが、大阪に行かなくていいと。地元で仕送りもしなくて自宅から通える人も多いしということを見ると、今こういう経済状況の中で山梨でもまさに、東京の高校とか大学とか行く人が昔は多かったけど、やっぱり経済的に余裕がないから、勉強させたいけど高卒ではもうちょっと物足りないから高専があるという人は、僕はすごい多いと思うんですね。

本会議でも申し上げましたけれども、東京エレクトロンが撤退したときにまさに人材がいなくてと言われて、山日にこんなでかどと書かれて皆さんも見たと思いますが、そういう意味で、本当に教育長のおっしゃったような取り組みを、すぐに成果が出るというか、完成はできないかもしれませんが、ぜひやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

(国民文化祭における県有施設の活用について)

それから、棚本先生が避難者の取り組みとして、美術館とか、博物館とか、文学館をとという話がありましたが、私は国民文化祭の立場でこの施設を有効に利用したらとてもいい。もちろん考えているとは思いますが、その辺の計画がありましたらお答えをお願いします。

高橋学術文化財課長

委員お尋ねの国民文化祭における美術館、博物館等の活用についてでございますけれども、本県の国民文化祭は伝統文化にも光を当てて、会期を4つの季節のステージに分けて全国で初めて通年で開催されるものであり、期間中は全国から多くの方が本県を訪れると予想しております。この期間は博物館・文学館を初めとする県立文化施設をPRする絶好の機会であると考えておりまして、積極的に事業展開をし、国民文化祭を盛り上げていきたいと考えております。例えば冬季においては道祖神をテーマにするなど、各季節のステージに関連した企画

展の開催や常設展の工夫、あるいは、シンポジウムの開催等、国民文化祭事務局と連携しながら、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

飯島委員

ありがとうございました。県立美術館は本当にリピーターが多くて、そういう人をやっぱりこの機会にもう一度国民文化祭という違う切り口でやっていただければ、またさらに先ほどの棚本先生へのご回答ではありませんが、観客というか、動員もだんだん調子が上がってきたという話なので、「ムーミン展」も起爆剤にしてやっていただきたいと思います。

(新県立図書館について)

もう一つ、県立図書館の問題でお伺いしたいと思います。先ほど6月補正で愛称とかシンボルマークで66万8,000円という可決がされましたが、私も甲府市北部の人間でとても県立図書館の完成を楽しみにしております。運営方法については直営方法でやるけれども、施設業務管理はアウトソーシングを検討していると、昨年9月の議会の答弁がありますが、この辺の方針は変わらないのでしょうか。

渡辺新図書館建設室長 平成20年9月に策定いたしました県立図書館整備計画というものがございます。その中で、運営については県の職員が直接行うことを基本としつつ、業務の効率化などの観点から外部の力もお願いするということが基本にございます。今まさにそこを検討しているところでございまして、施設の維持・管理につきましましては、指定管理者にお願いするほうがよろしいのではないかとということで検討しております。直接、職員が担当する部分、業務と、それから、指定管理者にお願いする部分につきましまして、今、検討を進めているところでございます。

飯島委員

合理的な運営ということで、直営と、それから、指定管理者による運営というのを検討したいとのことだと思いますが、そういう結論というのはいつごろまでに出るのかということと、それから、駐車場がまだ隣にあって土地があると思うんですが、当面はそこを借りるのかなと思うんですけれども、将来的にそういった駐車場の確保というものも一緒にどう考えているのか、2つお答え願いたいと思います。

渡辺新図書館建設室長 まず先ほどの指定管理者制度の導入についての結論の時期ということでございますけれども、指定管理者の公募、それから、選定、議会の議決などの時期を開館日からさかのぼりますと、この9月議会には設管条例の改正について提案をしてみたいと考えております。それまでには結論を得たいということでございます。

それから、2点目、駐車場につきましましては、当面、御存じのとおり、高度情報化拠点構想の用地でございまして、それが具体化するまでの間、当面は図書館の駐車場として、暫定的に利用してみたいと考えております。

飯島委員

9月議会までということですから、しっかり取り組んで結論を出していただきたいと思います。

駐車場についてはその台数がどのくらいかというのは私も把握してないんですが、当面の間、それでいいというお考えだと思いますが、もし違っていたらまた違う回答でお願いしたいと思います。

あと、今の図書館はもちろん老朽化していて手狭だということもありますが、今回の図書館はいよいよここまで来るのに紆余曲折があつてとても感慨も深い

と思います。もう一度、今の図書館とどういうふうが変わって、いわゆる商品として売りは何なのかということをお説明いただきたいと思います。

渡辺新図書館建設室長　　まず駐車場の台数でございますけれども、これは先ほど申し上げました暫定的な駐車場ということで、どこまでどのように整備していくのか、その辺も含めて検討しておりますので、まだ駐車場何台でどれだけとめられるということはお答えできません。申しわけありませんがご容赦いただきたいと思っております。

それから、2点目、現図書館と新図書館でどこが違うかと、売りは何かという点でございます。まず規模につきましても、例えば延べ床面積が1万555平米、現図書館の2.5倍ということで施設面でも大幅に拡充いたします。蔵書図書につきましても60万冊を目標に、今、整備を進めているところでございます。ということで、閲覧といいますか、現図書館で行っているサービスにつきまして一層の充実を図ると、これが1点でございます。もう1点は、交流エリアと申しまして、少人数の会議室として使っていただくような交流ルーム、それから、100人規模のイベントにも対応できるような交流ホール、そういった私ども交流エリアと呼んでおりますけれども、こういった施設を用意することとしております。そこで人と人との交わり、にぎわいといったものが出てきたらと考えて、今、整備を進めているところでございます。

飯島委員

人と人との交わりを大事にする、このパンフレットで私もちょっと勉強させていただいて、かなり地域との連携も深めてやるということで、特に皆さん方は御存じだと思いますが、北口は学校も多いので電車やバスの待ち時間とか、かなりフレンドリーに行きやすい図書館になるんじゃないか、また、そういうふうになる図書館を期待しているわけでございますが、たまたまいろんな図書館を検索してみましたら、規模も全然違うんですけど、ニューヨーク大学の図書館というのは24時間やっているという記事が目に入りました。もちろん資金力というか、そういうものも違うと思いますが、私はやっぱりそういうハードルがあっても、なるべくそういうふうにならなことが一番喜ばれることだし、成果が上がることだと思うんですけども、他県にはないような、そういう山梨の図書館は24時間やっているぞというふうな取り組みがあればうれしいなと思っておりますが、例えばそういう運営上の話はまだまだこれから先の話かもしれませんが、横内知事も学力増進とか、子どもに関してはかなり力を入れていると思いますので、その図書館もそういった運営を象徴して、24時間体制みたいな取り組みはどうお考えになるかお答え願いたいと思います。

渡辺新図書館建設室長　　これは平成20年1月にいただきました新県立図書館整備検討委員会というものがございまして、その最終報告の中で開館日・開館時間について記載がございまして、その中で開館日は今以上に拡大する方向で検討する。それから、開館時間につきましては現状を基本に利用者ニーズに即し、さらに検討するというところでございます。開館日につきましては平成22年度実績で年間284日間、これを拡大する方向で今検討をしております。開館時間につきましては、平日は午前9時～午後8時までということになっておりまして、これは他県の県立図書館と比べても十分遜色のない長さではございますけれども、さらに利用者のニーズを把握する中で検討してまいりたいと思っております。24時間というのもいささか厳しいハードルではございますけれども、利用者ニーズを十分考慮しながら検討してまいります。

飯島委員

24時間というのは実際やっているところはあるんですが、いきなりできるというのは私も到底考えていませんが、そのぐらいの意気込みでやっていただきたいということと、日本はG7の中で図書館が一番少ないと。10万人当たり2.11館で、最後から2番目のイタリアでも4館ぐらいあるらしいんですね。そういう意味ではすごい日本全体乏しいんですけども、それを脱却して山梨はいい図書館をつくっていただきたいというお願いをしまいたいと思います。

(県立射撃場について)

もう1点、済みません、県立射撃場移転の整備についての問題をお伺いしたいと思います。過日、私ども会派でいろんなレクチャーを受けた中で、県立射撃場移転の問題を伺いまして、正直言って驚きました。民家に着弾してもう十数年以上も経過している中で、なかなかはっきりした答えが見られない。ことしの9月までに方針を決定すると、本年1月に横内知事が表明したという記録もありますが、現在での状況を御説明願いたいと思います。

一瀬スポーツ健康課長

県立射撃場につきましては、今、委員さんがおっしゃったとおり、ことしの9月を目途にということで、そもそも射撃場の必要性、それから、整備の規模、あるいは、射撃場の代替策等々を含めまして、現在、庁内で検討をしているところでございます。現在、本当に内部で検討しているという状況でございますので、そこはまだこの場で何がどういうふうに進めるんだということにつきましては、ちょっと申し上げられない状況でございます。

飯島委員

内部で検討していますので、なかなかはっきりしたお答えができないと、9月まで待っていただきたいという話ですと、次の質問がしづらくなっちゃうんですけども、そもそもやっぱり必要か、必要じゃないかということも、今、検討されているということですか。

一瀬スポーツ健康課長

はい。

飯島委員

そうしますと、年間の利用者は今まではどんな感じだったか、それはわかりますか。

一瀬スポーツ健康課長

県立韮崎射撃場の利用者につきましては、このところ10年間の平均で見ますと年間約5,700人という判断をしております。

飯島委員

年間5,700人が使用したということで、記録を見ますと当初30億円ぐらいの予算で移転を考えたけれども、ちょっと予算がという話で宙に浮いているということですが、費用対効果として例えば5,700人で入場料収入、あるいは、反対の維持費ですよね、出るものというのを勘案すると、10年間で収支はどんな感じだったんでしょうか。

一瀬スポーツ健康課長

建設費と維持費、別に考えさせていただきたいと思いますが、維持費につきましては管理費ということで管理人さん等々の人件費、それから、施設の修繕費等がございます。韮崎の射撃場につきましては、現在、山梨県クレー射撃協会の方に指定管理ということで維持管理をお願いしているわけですが、維持修繕費等につきましては県の方からは、現在のところ一切県費の方の支出はございませんので、収支の方はプラマイゼロになっている状況でございます。

飯島委員

今は凍結というかね、していますからそれは当然なんでしょうけれども、ざくっと年間5,700人、そしてクレー射撃の競技人口がどのぐらいいるかというのははっきりわかりませんが、そもそもこの施設が必要かどうかということも、大いにもちろん原則に立ってやっているとは思いますが、説明がつくような結論を出していただいて、あといろんな先生方が前の委員会ですとか、本会議でもおっしゃっているように、鳥獣害対策に有効ですとか、そういう説得力のある答をぜひ出していただきたいなと思って私の質問を終わります。ありがとうございました。

主な質疑等

保健福祉部関係

※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(災害医療対策費について)

飯島委員

福12ページ、災害医療対策費8,900万SCUの関係です。緊急時の大事な取り組みだと思いますが、小瀬スポーツ公園内に広域医療搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置するので、そこに必要な機材の整備を行うということなんです。以前整備して、今度国の指導もあって、その基準でやるというんですが、その1つ1つの機材は私もよく不案内なんですけれども、以前静岡を参考にしたものと、今回の国の基準というのは違うものなんですか。

吉原医務課長

委員お話のように、最初に小瀬をSCUとして設置を決めましたのは平成18年度でございまして、そのときはやはり静岡県が先行して設置をされていたので、静岡県の設置状況や医療資機材などを参考に20品目を小瀬の補助競技場の中にありますプレハブ倉庫に配置をさせていただきます。今回は国で昨年、SCUとして標準的な医療資機材にこういうものが必要だというガイドラインと申しますか、通知が出されたこともありまして、その中で標準的に必要だといっているものと、既に20品目用意しているものとの足りない部分について50品目程度、今回は整備をさせていただきたいということで、予算をお願いしております。具体的にはやはり医療資機材で、例えば搬送用のモニターですとか、あるいは、輸液ポンプですとか、搬送用の超音波診断装置ですとか、そういったものが今回整備をさせていただく内容になっております。

飯島委員

18年から現在までそういった取り組みが強化されて、国の基準の方が精度が高いというふうに理解しているんですが、違ったらおっしゃってください。この中に衛星携帯電話も入っているんですか。

吉原医務課長

衛星携帯電話につきましては当然必要でございまして、既に整備をさせていただいている20品目の中に、用意させていただいております。

飯島委員

逐次こういう基準が変わるのかどうかというところをもう一つ教えていただ

きたいのと、もう一つ最後に、この機材とは直接は違うかもしれませんが、SCUを小瀬スポーツ公園内に想定していますが、いわゆる災害は想定外のことが起こりますよね。例えば小瀬スポーツ公園に設定できないような災害が起きた場合、小瀬スポーツ公園以外の代替みたいなものは考えているんですか。

吉原医務課長

国の示された基準は、どうしても整備しろというものではないんですが、今回初めて昨年7月に標準的な整備の通知がございました。ただ、その後、3月11日の震災が起きたということがございまして、委員おっしゃるように想定外の事象もいろいろ起きていますので、それにあわせて国の方で必要な資機材についても見直しをして、標準的なものとして加えてくることは十分考えられるかなと思いますが、そういったものが示されれば、それに従って対応していきたいと思っています。

小瀬以外にということでございますが、現在基本的にはSCUというのは、本県が万が一大きな被災を受けたときに、いわゆる県外からまずDMATの方が来たりということで、被災地の病院等から1回小瀬に集めて、そこで応急的な治療をし、そして応急的な治療で間に合わない方は自衛隊のヘリコプターで、県外の病院へ運ぶという流れになっております。今のところ具体的には小瀬以外に、本県で想定をしているところはないわけですが、委員おっしゃるように、小瀬がだめになった場合どうするかということは、当然考えなくてはなりませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

飯島委員

担当課としては、国の指導もありますが、本県としての対策もぜひ考えていただきたいと思っております。

(身体障害者総合援護費について)

もう1点、福9ページ、身体障害者総合援護費。パーキングパーミット、身体障害者の駐車場の適正な利用という取り組みについて、対象者はどんなふうに考えていますか。

篠原障害福祉課長

このいわゆるパーキングパーミットの制度につきましては、既に成功している17県がございます。山梨県で導入しようとする制度につきましては、今後検討を進めてまいることになるんですが、17県の状況を見ますと、身体障害者、それから、高齢者で体の不自由な方、それから、妊婦さん、このような方々はその対象とされています。なお、先行する17県でも考え方が微妙に違いまして、すべてが同じ対象者ということではございません。山梨県でもどこまで対象を広げるかということは今後検討してまいりたいと思っております。

飯島委員

先行しているところがあるので、ぜひそれを学んでいただいて、本県の特徴も加味しながらやっていただきたいと思っております。私の調べたところだと、先ほどおっしゃったような身障者とか妊婦さんとか高齢者を対象にするところが多いんですが、運用上ちょっと問題点ということで、車いすの利用の方等とのバッティングみたいところがあります。従来の車いすの方が優先的に使用したスペースがとられちゃうみたいな、今回の導入によってその辺のバッティングをデメリットとした事例があるので、その辺ももちろん考えているとは思いますが、検討していただけたらと思っております。以上でございます。

(児童福祉施設設置費について)

棚本委員

ページが福7、児童家庭課の3番目。児童福祉施設設置費、この中の1番目に

児童養護施設整備費補助金に3園入っております。言うまでもなく、養護施設に限らず、本当にいろんな施設の環境整備が大事だということは、全く当たり前と私も認識しています。特に児童養護施設につきましては、かけ声でなくて、子どもはどこで生きて、どこで生活しても、やはり私たちの大事なかけがえのない本当に社会の宝でありますし、県民、山梨県の宝であり、大切な子どもたちであります。こういう中で児童養護施設の環境整備というのは、言うまでもなく非常に大事な部分であります。予算ですからたまたま3件同時に補助金の設定があったかと思いますが、今回はこの3園とも同じような形の施設整備になるのでしょうか、内容だけお願いします。

横森児童家庭課長　こちらにあります補助先の子育ち・発達の里（仮称）ですが、乳児院を予定している施設でございます。それから、山梨立正光生園ですが、こちらは母子寮が既にご覧ですが、とても狭くて今の生活水準でいきますとおふろとか非常に使い勝手が悪いので、2つの部屋を1つに改築・改修しまして使いやすいものにするという内容でございます。それから、3つ目の葛葉学園ですが、今、国の方でも子どもさんたちをなるべく普通の一般家庭と同じような環境の中で育てましようという小規模化、それから、里親さんの推進というものを進めておりますが、その関係で6人～8人で1つのユニットとして暮らせるように、改修をするための費用を計上させていただいております。

棚本委員　わかりました。私は3園一緒でしたから何か特別この時期に限った施設整備費を、一緒に同じような形態でするのかと思っておりましたから。この中の山梨立正光生園の母子寮初め葛葉などは私はたまたま地元でありましたから、小さいときからこの学園にも一緒に遊びに行ったり、同級生もいたりということで、学んだり生活したりという中で、この園の流れも見てまいりました。老人福祉の問題でも出ておりますが、確かにユニット化も時代の流れでありますし、特に、表現が下手ですが、いろいろの状況の中で養護施設に入所されているお子さんもおりますから、いろんな背景を考えるなかで、今後、力強く施設整備に推進していただきたいと思っております。その3点がそういう背景の中でちょっとわからなかったものですからお聞きしました。以上です。

（ドクターヘリ場外離着陸場整備事業費について）

皆川委員　福14ページのドクターヘリ場外離着陸場整備事業ですね。これ整備に今何カ所ぐらいを予定しているんですか。

吉原医務課長　場外離着陸場につきましては、現在、防災ヘリの「あかふじ」の離着陸場が148カ所ございます。そこはすべてドクターヘリも使えるような手続をとっていきたいと思っております。加えてあと何カ所できるかということで、ただいま消防機関、それから、市町村の方をお願いをいたしまして候補地を選定していただいて、県へ上げていただくという作業をしております。数として目標がどれくらいというものを持っておりませんが、できるだけ多く選定をすることによって、患者さんが現場からできるだけ近いところで、搬送できるというような形に持っていきたいと思っております。県によっては300、400、500ぐらいあるところもございます。

皆川委員　全県下かなり広いので148じゃちょっと足りないと思うんですけども、これをすべてのところへ網羅するのは無理だと思うんだよね。やっぱり私が言っているドクターカーでかなり連携し合えばうまく効果が上がると思うんですけども、

ども、この連携の仕方というのはまだマニュアルなんかできてないですか。

吉原医務課長

マニュアル等につきましては、本年度ドクターヘリの運用準備委員会というのを5月に設置をさせていただいて、医療関係者ですとか、行政の方が入ってマニュアルの策定と、離着陸場の選定をお願いしております。今作業を進めておりますが、その中でドクターカーとドクターヘリのいわゆる役割分担などを盛り込んでいきたいと考えています。基本的にはドクターカーが中央病院から時間的に行ける範囲があると思いますので、ドクターヘリの離着陸場につきましては、甲府周辺にそんなに離着陸場が必要だとは考えておりません。やはり峡南、峡北、それから、富士・東部地域というのが主なところになってくるのかなと思っています。

皆川委員

だから、一般論になりますけどね、我々素人が119番しますよね。こういう病状だから来てほしいと言った場合に、わからないのはドクターヘリを使うのかドクターカーを使うのか、あるいは、高規格救急車を使うのか、一般救急車を使うのか、この辺の判断って119番を受けた人がするの？

吉原医務課長

基本的には消防機関、救急隊の方の判断ということになります。判断できない場合は医療機関等と、ドクターと話をするという場合も出てきます。そういったことがありますので、できるだけ救急隊の方にマニュアルに沿って、どこでも同じような判断ができるような研修をしていく必要があるかなと考えています。

皆川委員

今の段階ではマニュアルはないの？

例えば119を受けた人がどういう病状ならどこへとか、そういうのは、今はないんですか。

吉原医務課長

現在、救急車ということになりますので、救急の連絡があれば救急車で現地へまず駆けつけるということになります。その中で症状を見て判断するわけですが、基本的にはその最寄りの救急病院というのが、日中であれば救急告示をしている病院の一番近いところへということになりますし、夜間であれば先ほど言いました輪番で当番が決まっておりますので、当番病院へ行くということになります。

皆川委員

いや、聞いていることはその判断を、例えば高規格救急車が必要なんだとか、あるいは、ドクターカーも何度も出動しているでしょう。この判断を119番を受けた素人がしているわけ？

吉原医務課長

基本的には消防機関が判断するということになります。当然、そのための研修をされています。それで救急隊の方は毎年何人か、例えば中央病院の救急のところで実地の研修もして、それぞれの消防本部へ戻るということになります。基本的に判断はまず救急隊がするというので、ドクターカーを呼ぶかどうかということになると、やはり幾つか運用基準というのが決まっております。ドクターカーを呼ぶ場合も、いわゆる外傷みたいなものですか、基本的には30分以内に駆けつけられるかどうかというところが1つの基準にもなりますし、交通事故みたいな大きなもので、やはりドクターができるだけ早く行くことが必要であるかどうかということも基準になります。基本的には救急隊の方が判断をするということになります。

皆川委員

救急救命士というのは資格をとるのに結構医学的なことを勉強しているんだ

よね。119番を受ける人は救急救命士なの？

吉原医務課長

119番を受けるのは当然各消防機関が受けます。今は基本的には119番を受ければ救急車は出動して現地へ行き、そこに救急救命士が乗っていくということになって、現地でドクターカーを呼ぶかどうかという判断をなされることとなります。とにかく救急車は現場へ行くということです。それでハイメディックなものを使うかどうかというのは、救急車がそういったものを持っているかどうかということになります。

皆川委員

そうすると、ドクターカーの出動なんてえらい遅くなっちゃうということだね。とりあえず救急車をばっと出して、やっている最中に重症だと思えばドクターカーに切りかえるわけ、そういうことでしょうか？

吉原医務課長

基本的にはそういうことになります。ですから、患者さんを救急車で現場から中央病院に運びます。その運ぶときに中央病院の方へ連絡をします。そうすると、中央病院のドクターカーが現場へ向って、あるどこかのポイントで引渡しを受けて、そこから中央病院へドクターが乗って戻るということになります。ですから、そこはヘリコプターと同じです。そういう意味では時間が行って帰るということではなくて、両方から来るので半分で済むということになります。

皆川委員

わかりました。ありがとうございました。

討論

なし

採決

全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第58号

山梨県医師海外留学資金貸与条例制定の件

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-4号

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に関する意見書提出を求めることについて

意見

(「継続審査」との声あり)

討論

なし

採決

全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(特別養護老人ホームにおける多床室整備について)

山田委員

結論から言いますと、今の制度の中ではユニット型ということで特別養護老人ホームが整備されていますけれども、今後、非常に格差社会になって、なかなか収入が少ない、お金が払えないという人が多いということと、今はユニットではなく、多床室でも簡易のパーテーションをつけることによって、非常にプライバシーの保持・保護もできるという状況の中で、いずれこの地域密着型だけではなく、県単独でそういう施設をつくらなきゃならない時期が来ているのではないかなということを、いろんな福祉の現場から聞いておりますので、その件についてお尋ねをいたします。以上です。

布施長寿社会課長

県では委員御指摘のようにユニット型の推進を進めておりますけれども、もともと所得によりましてユニットに入れる、入れないということがないように、国の方に対しましても要望しまして、その軽減措置等の対策をお願いしてきたところです。御承知のように、生保の受給者の方につきましても、社会福祉法人軽減措置等によりまして、本年度からは入れるようになりました。さらに所得階層の低い方々につきましても、その辺の取り扱いがされるように、今後も国に対しても要望をしていきたいと思っております。

委員御指摘の件でございますが、ちょうどことし、先日、再質問でもちょうどいいいたしました。市町村の介護保険事業計画をつくるところでございます。市町村の計画につきましては、地域の実態をよく把握するというところで、具体的なニーズを把握した上で、その辺も県の方にも一緒に上げていただいて、実態把握をしていきたいと考えております。

山田委員

今のお答えでいいんでしょうけれども、現実には市町村から聞き取り調査する中で、特別養護老人ホームへ入りたいと、待機待ちはいっぱいながら入りたい。でも、多床室へ入るかユニット型ということ、本当に一般の市民というか、県民が理解できるのかどうかということで、私は非常にその数値が上がってくる。つまり多床型を希望するなんていう数値が上がってくるということに非常に懐疑的に思っているんですが、いかがでしょうか。

布施長寿社会課長

委員御指摘のとおりだと思いますので、これからちょうど計画策定につきましてものニーズのとらえ方とか、市町村担当者の会議を開きまして、御説明も申し上げるところでございます。そういう中で、具体的に市町村保険者として入所が必要と考えられるような方々の例えば所得階層とか、そういうことを把握していただくというのは1つの意義だと考えますので、依頼もしていきたいと考えております。

山田委員

はい、ありがとうございます。

(病児・病後児保育の施設整備について)

永井委員

本会議のときにもお伺いをしたが、まず病児・病後児保育の施設整備について、もう一度伺いたいです。なぜ施設がふえないのかと本会議で質問をしたときに、さまざまな理由があつてなかなか施設がふえてこないという御答弁をいただきました。その中にニーズが正直なかなかないという御答弁もいただきましたが、私の周り、特に本当に働いて子どもを育てている世代の意見を聞きますと、やはりそういう施設があつたことを知らなかったという人間が、周りに多々おありまして、本当にニーズというのがないんだろうかという部分で、その後、自分で

調べてみました。

本会議でも例に挙げさせていただいた福井県の場合ですけれども、そのときも申しましたが人口がほとんど本県と変わらないにもかかわらず27カ所の施設があると。これは、福井県にニーズがあって山梨県にニーズがないということなのかなということも考えたりしたんですが、夫婦の共働き率を調べたら福井が58.15%で全国で1位と。山梨県が51.61%で全国11位なんですけれども、全国平均が45.2%ですから率的に山梨県も共働き率は高い。また、3世代同居率という部分に関しても、福井よりも山梨が約半分ぐらいの3世代同居率ということは、福井の方が3世代同居で住んでいる人がいて、おじいちゃん、おばあちゃんに見てもらえる人が多いにもかかわらず、山梨県の方が施設数がやはり少ないということなんですけれども、こういったことから、もう一度御所見をお伺いできますでしょうか。

横森児童家庭課長 委員のおっしゃいますように、福井県では27カ所に設置されておりますが、病時と病後時がございまして、最初に病児対応の施設というものを県で先行して11カ所つくったと聞いております。条件がそろいますと国からの補助金が別々にいただけるということがございますので、その隣の同じ場所に病後児の施設を11カ所つくったと。そのほか5カ所に病後児対象の施設があるということで27カ所ということですが、福井県の箇所数で申しますと11と、ほかのところに5つということで、16カ所という現状のようでございます。

山梨県の場合、現在8カ所ございますが、平成23年度中に9カ所になる予定でございます。山梨県の場合には、子育て支援プランの後期プラン最終年でございます平成26年度までに13カ所をつくるという計画目標を上げさせていただいております。この計画目標につきましては、各市町村で行動計画を作成しておりますして、その行動計画を作成するに当たりまして、全市町村で県民の皆様、地元の方々にアンケートをとった中で必要だということで上がってきた数字が13カ所でございます。委員から本会議でも御質問いただきまして、おくと申されたわけなんです、26年度までに13カ所ということで、今年度9カ所ということで、一概におくと申しているとは私どものほうでは考えておりません。今後、今からまだ設置をする予定の市町村と話し合いをしながら、26年度までにはその計画目標を達成できるように働きかけていきたいと考えております。

先ほどニーズがないということをお聞きいたしました、決してニーズがないということではなくて、ニーズはございます。それから、本会議でも部長の方から回答させていただきましたが、つくったけれども、うまくいなくてやめたしまったという施設も現実でございます。後期計画をつくったときと現状では違っている場合もございますので、現状の的確なニーズを把握していくということが、必要ではないかと考えております。

永井委員

今のお答えの中で福井県は病児・病後児合わせて箇所数でいくと16カ所、本県が23年で9カ所といっても、やっぱりまだ7カ所も開きがある。決しておくと申しているということではなくて、26年、後期プランで13カ所にするということで、残り7カ所の施設整備を今から26年度までの目標にされている。何回も例で恐縮なんです、福井県の例でございますけれども、平成16年～19年までの間に、福井県は運営資金として県単独の補助金を年に209万円補助をして、要はこの3年間限定でとにかくこういう施設を拡充して、PRもしていきながらふやしていこうとやられた事業がございます。しかもこの制度なんですけれども、施設を利用すれば利用するほど利用加算がつくという制度であるとお伺いをいたしました。ということは、施設を使えば使うほど当然利用加算がふえるわけで

すから、施設の方もPRをしていくというような形のを福井県では導入をされていると伺っています。

やはりニーズ、当然、ないとは言わないですし、あることはあるし、現に僕の周りでもたくさんニーズがあるんですけども、まずニーズよりもその施設をつくって知ってもらって、知ってもらうためにはその施設がなければいけないと思うんです。今、国の補助金制度があるというのも重々承知しておりますが、期間限定であっても福井県のようにこういった形で県が施策を誘導する補助金を行うことは、有益であると考えられますが、財政状況厳しい折なんですけれども、その辺の御所見をお伺いしたいと思います。

横森児童家庭課長 委員がおっしゃいますように財源のこともございます。一番考えなければならぬのはやはり住民からのニーズがあるかどうかということでございます。その事業を実施するためには子どもさん10人に対して1人の看護職が必要であるとか、あるいは、これは国の補助金の要綱なんですけど、保育士が子どもさん3人に対して1人が必要だということがございます。それから、年間で子どもさんが延べ何人利用されるかということでも補助金が決まってくるので、委員がおっしゃいましたように、この制度を知らない親御さんがいらっしゃるということですので、まず制度を県民の方、とりわけ子どもさんを持つ保護者の皆様に知っていただくということは必要だと考えております。

私どもといたしましては、市町村と共同で広報を行っていきたいと思っております。それによりまして確かにこういう施設があって、利用したいんだという方たちの現実のニーズがございました場合に、補助金に見合った内容の運営ができるかということも、考えながらやっていきたいと思っております。1つの町とか、1つの村で運営が成り立たないような場合には、広域的なものということで2つとか、3つの市町村が集まって1つのこの事業をやっていくという形で、そういうことも考えながら進めていきたいと思っております。

永井委員 今、市町村の方たちと話をということだったんですけども、子育て関係の団体であるとか、NPOもたくさんあると思います。アンケートをどういった形でとられているかわからないですけども、市町村だけではなくて、末端のお父さん、お母さんたちの意見、そういう団体の方たちからも意見を吸い上げる。また、そういう方たちにも情報をどんどん提供して行って、周知活動をしていただければもっと知る人間もふえていくのではないかと。市町村だけではなくて、当然やられているとは思いますが、本当にこの部分が大切だと思いますので、自分も委員会等で勉強させていただきながら、引き続きちょっと勉強していきたいと思っております。

済みません、次の質問よろしいですか。

望月委員長 はい。

(認定看護師制度について)

永井委員 認定看護師のことについてお伺いをしたいんですが、この4月に県立大学に開設された看護実践開発研究センターで、認定看護師の養成講座を受講できるようになったということです。認定看護師というのは日本看護師協会が認定・合格をした看護師さん、熟練した高い水準で看護できる看護師さんのことなんですけど、現在、認定看護師の科目21科目あると伺っております。今回の講座が人気の高い緩和ケアということで実施されていますけれども、今後、科目をふやしていく予定というのはあるんでしょうか。

吉原医務課長

認定看護師の養成講座につきましては、委員おっしゃるとおり県立大学の看護学部の方に、今年度から講座を開設させていただいて、初年度ということで県立大学の方で看護師さん等に希望といいますか、どういった科目をとということで幾つかある調査とあわせてアンケートをとったところ、一番多かったのが緩和ケアということもございまして、今年度、具体的には6月1日から開設をされて、30人の方が、今、取得するために学んでおられます。県立大学の方では今回の緩和ケアにつきましては、今年度、来年度、再来年度、いわゆる3年間、定員30名で90人程度を認定看護師にということで、今のところ進めるという計画でございます。

永井委員

今、3年間というお話がございましたけれども、3年後また多分、新たな分野を考えるとと思うんですが、今、具体的には難しいかもしれないですが、どのような分野を行う予定であるのか、また、その分野の選定基準なんかがあれば教えていただきたいと思います。

吉原医務課長

最初に委員からお話がありましたように、認定看護師は分野別に言いますと救急看護ですとか、緩和ケアですとか、認知症ですとか21がございまして、県立大学では単年度、1つの科目について3年ということで進めようとしておりますので、その緩和ケアのところが終われば、次の科目へということで当然考えていただいております。その際においても看護の実態ですね、どういったものを患者さんが求められているか、あるいは、看護師さんたちが求めているか、そういった調査等も当然またしながら、次の科目をどの科目にするかということは、検討していただけると伺っておりますし、特に3年目につきましては、緩和ケアにつきましても3年目の受講生の状況等によっては、柔軟に別の科目と組み合わせたり、そういうことも検討の範囲にはしていただけるのではないかと考えております。

永井委員

この認定看護師なんですけれども、全国的に見てもこの講座をやられているのは東京、大阪、福岡、広島、仙台とか、本当に大都市圏ばかりで、地方でこの講座を開いているというのは本県ぐらいです。こういう意味では認定看護師については本県が先進県であると思っております。であれば、やっぱり認定看護師の養成講座の分野をふやしていくということは、看護師の方の誇りにつながっていくと思いますので、ぜひ検討いただきながらこの分野を伸ばしていただきたいと思います。

(ことぶきマスター制度について)

最後に、もう一つだけ御質問をさせていただきたいんですが、「ことぶきマスター」というのを、本会議の中で質問させていただきました。ちょっとその後、質問した後に私の周りでちょっと利用するという方がいまして、その「ことぶきマスター」いろんな分野があると思うんですけれども、その分野を選ぶときのパンフレットというか、そういったものはどういった形でつくられているのか、教えていただけますか。

布施長寿社会課長

パンフレットには登録分野の項目としまして、かなり詳細に記載させていただいております。今、手元にありますので言いますと、趣味・生活、文芸、スポーツ・レクリエーション等から始まりまして9つがあります。その中でまた指導項目としまして、さらに詳細にお示しをさせていただいております。以上です。

永井委員 今、課長の御答弁にありましたが、詳細に文書が書かれているということで、これはあくまでも利用する側の意見として、余りにも詳細に書かれ過ぎているので、イメージがわきづらいというようなお話をいただきました。例えば講座の部分に関して言えばただ講座の風景なんですけれども、何かダンスであるとか、芸能であるとか、そういった実践的なものについての映像を、例えばDVDであるとかを、様子だけ撮ったものをダイジェスト版でつくって、渡してあげるといようなことをすると、非常に使いやすいんじゃないかという御意見をいただいたので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

布施長寿社会課長 委員の御指摘の点につきまして、県社会福祉協議会ともまた有効利用につきまして検討していきたいと思っております。以上です。

(生活保護受給者の自立支援について)

安本委員 生活保護受給者の自立支援についてお伺いします。6月14日に厚労省が福祉行政報告例を発表しておりまして、そのうち生活保護関係については受給者、被保護実人員が3月末概数ですけれども、全国で200万人を超えていると。これは統計をとり始めた昭和26年、27年、戦後のときに続いて3番目に多い人数、また、これ世帯数で見ると145万世帯、過去最多と報道されておりました。山梨県の現状についてふえているという報道、いろんなところで甲府市なんかも出ておりますけれども、今どうなのか、どう推移しているかをお伺いします。

横森児童家庭課長 山梨県内では平成23年の3月現在で4,164世帯、5,182人の方が生活保護を受給しております。これは平成に入ってから世帯数・受給者ともに最多となっております。

安本委員 ふえている、景気の状態等とから見ても想像はできるんですけれども、その増加についてどのようなことが要因だと、県としてはとらえられているんでしょうか。

横森児童家庭課長 生活保護の受給世帯の増加につきましてはさまざまな要因が考えられておりますけれども、主な要因といたしましては、少子高齢化に伴います高齢者だけの世帯の増加、それから、核家族化に伴う単身世帯の増加、それから、長引く景気の低迷に伴いまして雇用情勢の悪化によりましてのその他世帯の増加が挙げられると考えております。

安本委員 外的な要因があつて、社会情勢の変化があつてふえているんだと思いますけれども、生活保護について、例えば生活保護から自立していただくために、いろいろ県としても応援できることがあるんじゃないかなと思います。6月補正予算の中にも載っていましたが、その当時は職を失って生活保護になったけれども、働きたいという意欲がある方もいらっしゃると思いますし、それから、働ける能力はあるけれども、なかなかそちらのほうに向けて努力できないという方もいらっしゃるかもしれません。産業労働部関係の方の担当でもあるかとは思いますが、生活保護を所管されている福祉保健部として、それをして自立していくということについては、どういうふうな取り組みをされているのかお伺いします。

横森児童家庭課長 その他世帯で解雇されてしまったりとかいうことで、生活保護を受給されているような方の場合には、早期に対応をして早期に自立をすることが非常に大切な

ことだと思っております。平成17年度以来、全国の公共職業安定所において生活保護受給者等就労支援事業が実施されております。平成23年度、今年度からですが新たに住宅手当の受給者等がその対象に加えられまして、地方公共団体と労働局、公共職業安定所の間で就労支援の目標ですとか、就労における役割分担、それから、連携方法等を内容とする協定を締結いたしまして、就労自立支援を行う「福祉から就労」という支援事業が実施されております。県といたしましては各福祉事務所とハローワークが緊密に連絡をとることによりまして、一層就労支援を強化してまいるといって行っております。

その他世帯の中にあります生活保護の受給者の方ですが、就労能力ですとか、それから、就労の意欲とかは一定程度あるんですけども、具体的にどういうふうなことをすれば就労に結びつくかというノウハウというか、やり方がうまくいかないという方々もいらっしゃいますので、そういう方々に対しましてはハローワークへの同行訪問ですとか、履歴書の書き方ですとか、面接の練習などを行いまして、就労を支援するという事で各福祉事務所に就労支援員を配置させていただいております。

安本委員

県として事業を実施されているということで、それぞれの福祉事務所、市町村のケースワーカーと連携をとりながら、効果的に自立できる方がふえていくようになっていってほしいと期待をするところです。

もう1点は、ちょっとこれも教育委員会の方の所管と言われればちょっとそれまでなんですけれども、収入格差、経済格差が教育格差につながっているというような話も最近ありまして、生活保護世帯の子どもさん、中卒の子ども、中学校3年生ぐらいの子どもさんが高校へ進学するという事についても、そういったことに対して、これは埼玉県の例なんですけれども、教育支援事業ということで生活保護受給世帯の中学3年生、それから、その親の相談に対応しているというのがありました。高校進学に必要な基礎学力の向上を図るために、県内大学との連携で学生ボランティアを活用した学習教室を開設し、高校入学まで支援しますと。

私も教育委員会で不登校の子どもたちに大学生の持っている教育力を活用して、お兄さん、お姉さんが年齢のギャップのないところで相談に乗ってあげることが、不登校対策に有効じゃないかと質問させていただいたことがありますが、生活保護受給者世帯ということで福祉保健部、何かそういったところに対して、対応されているようなことがありましたらお伺いします。

横森児童家庭課長

山梨県としましては特別に先進的な埼玉県のような取り組みというのはまだしておりません。今後、埼玉県の状況などもお伺いしながら、山梨県のニーズに合っているのかどうかということも含めまして検討をしてまいりたいと思います。

ちなみに、ことし23年4月1日に中学を卒業された方々、生活保護受給者の家庭の中で進路状況を調べてみますと、中卒者が全体で36名いらっしゃいました。そのうち高校へ進学された方が全日・夜間・通信含めまして32名、それから、就労された方が2名ということで、非就学・非就労という方は全体で2名という状況になっていますので、埼玉県のように大きな県で生活保護を受給されている世帯も多く、対象の生徒さんも600名ほどいらっしゃるという状況の中で、進んだ先ほどの国庫補助の制度を使っているようなところもございますので、その辺、山梨県の状況と合うかどうかということをお伺いしましたが、検討を今後進めてまいりたいと思います。

安本委員

生活保護世帯、生活保護の受給者がふえる中で、どうやってそういった方たち、働ける可能性を持っている方たち、また子どもさんがしっかり働ければ生活保護から抜け出していける世帯、もっといろんなことが考えられると思いますけれども、今回は仕事と教育ということで話しをさせていただきましたが、要望等も加味していただきながら、今、調べていただけるということですので、やっぱり知恵を出してやっていかなければいけないと思っていることを最後に申し上げて質問を終わります。

(がん治療の均てん化について)

飯島委員

手短に終わりたいと思います。6月補正でもがんに対する補正が富士吉田病院に対する1,400万、あるいは、中央病院に対する通院加療がんセンター整備に1,800万、子宮頸がんの国に先駆けてやった制度というのも評価されながら、地域がん登録もとてもよかったという外部からの話もあるので、ここで一気に本県はがん対策として日本で先進的な県にしたいと思うわけですが、1つの取り組みの中で、どこにいても同じようなレベルの高い治療を受けられる均てん化というのはよく言われるんですよ。それが住民にとって、山梨県にとってみると例えば中央病院ですとか、医大ですとか、市立甲府病院、富士吉田市立病院と、この4つがそれぞれの拠点病院ということですがけれども、その均てん化の推進に関して、いつまでにどういうレベルでやるか、今どういう状況にあるんでしょうか。

吉原医務課長

医療提供ということで均てん化ということを考えますと、今回、4月に富士吉田市立病院が放射線機器のリニアックを整備しまして、拠点病院に再指定を受けました。今、委員がおっしゃったように、県内には都道府県の連携拠点病院として中央病院がございまして、地域の拠点病院ということで山梨大学、それから、市立甲府、今回、富士吉田の市立病院ということになります。山梨には4医療圏ございまして、中央部については中央病院の方でカバーができる。峡南については山梨大学でカバー、それから、峡東について市立甲府でカバー、今回、これまで富士・東部のカバーというのができていなかったわけですが、富士吉田が再指定をされたということで、富士・東部もカバーができることになりました。基本的に放射線治療、化学療法といったもの、緩和ケア、いろんながん登録、それから、がんの相談、そういった機能を持った病院が各医療圏に、基本的に1つつカバーできるような形になっております。現時点でこれまで富士・東部が足りなかったんですが、そのところが整備されて県下全体が均てん化といいますか、同じようなレベルに今回なったというふうに考えております。

どこまででしょうかというところで、指標というようなものはございませんが、まだ各県の状況を見ましてやっぱりがん医療のところでは足りない部分がございます。例えば放射線の治療ということで言いますと、今言ったリニアックという放射線機器でございしますが、これについては今回富士吉田が入って4台ということですが、整備台数ですとか、整備率なんかもうやっぱり全国でかなり下の方でございまして。今回、新しい地域医療再生計画をお願いしているんですが、例えば山梨大学で1台のリニアックで患者さんの放射線治療をさせていただいているんですが、1台しかないということかなり治療を待たれているというような状況もございまして。また、機器なんかかなり年数がたって古くなっているというようなことありまして、今回、新しい計画の中では山梨大学のがん医療の充実ということで、リニアック1台を更新するのとあわせてもう1台増設をして、そのための施設整備を大学の方でしていただいて、放射線治療の部分で、それにかかる患者さんたちをできるだけ多く診ていくというようなことで、少しずつではあ

りますけれども、充実を図っています。今回お願いしている通院加療がんセンターについても同じことが言えると思いますが、そういう形で一步步ではありますが、着実にがん医療についても充実していきたいと考えています。

飯島委員

ハード的というか、仕組み的に4つの病院で網羅されてきたというのはとても喜ばしいことだと思います。そういう環境は整ったので、ソフト的などいう患者さんがどういう治療が多いのか、その辺のレベルの意見交換とか、よく言われるのが「あそこへ行ったけど全然だめだったから」例えばですよ。例えば富士吉田だと東京に近いから、東京に行っちゃったほうが全然治療も早くて、いい治療ができたというふうなものがないように、逆に言うなれば東京から甲府に、山梨に来れるようなレベルアップをしてもらいたいなど将来的には思うわけです。その辺の4拠点病院のレベルアップに意識を合わせる、そういう取り組みというか、会議とか、そういうものは何かあるんですか。

吉原医務課長

都道府県の拠点病院になっています県立中央病院が中心になりまして、4つの連携拠点病院の中でそれにかかわる先生方、あるいは、医療スタッフの研修事業なんかも実施をいたしておりますので、そういった医療スタッフのレベルアップということも図れますし、定期的に協議会等も設置をさせていただいているいろんな情報交換もしたりということで、連携をとるような形の取り組みは現在もさせていただいておりますので、その辺はこれからも密にしていっていただくと考えておりますし、県の方からもそういったことはお願いをしていきたいと思います。

飯島委員

それぞれいろんな項目を1つずつ挙げてやっているとありますが、クリティカルパスの充実ですとか、どんな手術があって件数がある、治療件数はどのくらいあるとか、そんな細かいところを詰めて、ぜひ意見交換を通して均てん化を図っていただきたいと思います。

(子宮頸がんワクチン接種後の検診について)

あと、子宮頸がんワクチンの導入が先駆けて行われたことは皆さんも御存じなんですが、その受診率はまだ本会議でも22年のことですからわからないということなんですが、子宮頸がんのワクチンはがんの中で唯一ワクチンで予防できるがんなんですけれども、完治はできないんですよね。私はやはりワクチンをして、さらに検診をして、早期発見をして治す、あるいは、撲滅するという方法が一番なのかなと思うんですが、検診は二十歳以上じゃないと検診の対象者にならないということでは、小学校6年生と中学校3年生はちょっと時間がかかるんですけども、そういった私が今言ったようなワクチンをやった人のデータをとって、その人たちが二十歳ぐらいになったときに「検診受けましょうよ」みたいな取り組みをすれば、さらにがんの対策になると思うんですが、その辺はどんなふうに思われますか。

大澤健康増進課長

昨年度、子宮頸がんワクチンの公費助成制度を導入するに当たりまして、このワクチンのPRということで、たまたまテレビCM等をさせていただきまして、その中で、ワクチンとともに二十歳になったら検診が大事だということは積極的にPRしてきたところがございます。また、このワクチンの公費助成制度は国の交付金、それから、県の基金という全国統一の制度になりまして、ことしも続いておりますので、引き続きワクチン接種、また二十歳になったら検診が大事だといったことはしてまいりたいと考えております。

飯島委員

テレビでもコマーシャルでやっているということでとてもいい評判も聞きますので、引き続きやっていただくのと、子宮頸がんのやっぱり対象者が何人いて、今回、どのくらい受診したかという受診率がわかりましたら、わかった時点で教えていただきたいと思います。以上でございます。

大澤健康増進課長 引き続き接種状況等は定期的に調査をするようにしたいと思っております。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。

以 上

教育厚生委員長 望月 勝